

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年 11 月 29 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和元年 12 月 12 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和元年 12 月 12 日 午後 2 時 16 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
5 番	立 石 昭 夫	6 番	竹 原 祐 一
7 番	岩 下 礼 治	8 番	谷 崎 利 浩
9 番	園 田 浩 文	10 番	菅 敏 徳
11 番	市 原 正	12 番	森 元 秀 一
13 番	大 倉 幸 也	14 番	田 中 弘 子
15 番	五 嶋 義 行	16 番	藏 原 博 敏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	河 崎 徳 雄	20 番	湯 浅 正 司

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	阿 部 節 生
土 木 部 長	吉 良 玲 二	教 育 部 長	市 原 巧
総 務 課 長	村 山 健 一	福 祉 課 長	松 岡 幸 治
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
税 務 課 長	市 原 修 二	財 政 課 長	山 口 貴 生
教 育 課 長	藤 井 栄 治	ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司
観 光 課 長	秦 美 保 子	市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み
まちづくり課長	荒 木 仁		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	本 山 英 二	議 会 事 務 局 次 長	山 本 繁 樹
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

議事に入る前に、先日の文教厚生常任委員長報告に際し、執行部の答弁内容に一部誤りがあり、本会議において執行部より発言訂正の申し出がありました。机上に訂正箇所のパージが見え消しで作成しお配りしておりますので、各自訂正方、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申しますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、また執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営にご協力をお願いしたいと思います。

また、傍聴席の市民の皆さんにも傍聴規則に基づきまして、私語・雑談等につきましてはご遠慮いただきますようご協力をお願い申し上げます。

これより順次一般質問を許します。

3番議員、児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） おはようございます。3番議員、児玉です。早いもので議員になりまして10箇月が過ぎました。身が引き締まる思いで、日々頑張っておるところです。今年最後の一般質問の機会を得まして、今日はトップバッターを努めます。

9月の定例会では、通学路の交通事故防止策等の質問をいたしました。阿蘇警察署管内では、交通事故死亡者ゼロを今まで通してきましたが、今年はバイクによる死者が2名、そして10月には黒川地区の国道57号で高齢者が1週間のうちに2名、いずれもトラックにはねられました。そのうちの一つ、横断歩道がない場所で国道を右から左へと渡っていた高齢婦

人の事故に遭遇いたしました。すぐさま消防に連絡して、救急車が到着する間、心臓マッサージを施したわけですが、しかしその甲斐ありませんでした。周りからAEDという声も聞かれましたが、近所にあるわけでもなく、観光バスにはいつも搭載されておりますのでバスを探してもらいましたが見つかりませんでした。このような痛ましい事故が二度と起きないように願っておるところでございます。

では、通告に従いまして質問に入ります。

はじめに、有害鳥獣被害の対策についてであります。特にイノシシ被害は、今までの市民生活においても影響が大きいということで、市民から多くの捕獲要望やここ以外でも幾度となく議論されてきました。市では、3年ごとに阿蘇市鳥獣被害防止計画を策定し、捕獲の数値目標を掲げて取り組まれています。平成30年度から32年度までの3箇月計画のうち、今年は2年度目になるわけですが、昨年度までの農作物被害の現状及び捕獲実績を農政課長、お示し願います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、被害の状況ということでお話をさせていただきます。現在、全国的にも有害鳥獣により被害が深刻化しておりまして、本市におきましても農作物等に対する被害が多く発生しているような状況でございます。近年については、民家付近に出没するなど、家庭菜園などの被害も深刻化しているような状況でございます。また、子どもさんの学校の通学時間帯に放れザル等が出没しておりまして、人的被害も懸念されるような状況になっているところでございます。

ご質問の被害の状況でございますが、平成28年度、それから30年度までの年度別の状況でございます。まず平成28年度につきましては、被害面積が40.61haでございます。被害額といたしまして1,148万1,000円でございます。それから、平成29年度が被害面積が13.87ha、被害額が323万9,000円に上っております。それから平成30年度でございますが、被害面積5.36ha、被害額といたしまして251万1,000円となっております。それから、捕獲頭数の状況でございますけれども、イノシシ、それからニホンジカにつきましてお答えさせていただきます。平成28年度につきましては、イノシシが767頭、イノシシの幼獣でございますが41頭でございます。それから、ニホンジカといたしまして597頭でございます。平成29年度につきましては、イノシシが742頭、イノシシの幼獣が24頭、ニホンジカが624頭となっております。平成30年度につきましては、イノシシが722頭、イノシシの幼獣につきましては、17頭、ニホンジカといたしまして591頭に上っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 被害額、捕獲頭数とも、今のご報告では、平成30年度は減少をしておりますが、私は年々増加の傾向にあるのは間違いないと思っております。

そこで、どのような施策で取り組まれていますか。また、平成28年度は特に被害額も捕獲数も多いわけですが、これは地震との関連があるのでしょうか。あるいは、捕獲奨

励金、報奨金ですか、この関係でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、被害の防止対策といたしまして、これまで電気牧柵設置の費用の半額助成ということで2分の1以内、3万円を上限にこれまで継続して制度を実施しております。また、駆除隊の人材育成、担い手育成対策といたしまして、銃・ワナ免許の所得費用の助成制度ということで、こちらについては講習会の費用でありますとか、収入証紙代ということで、全額を助成いたしているところでございます。また、囲いワナの採用ということで、全体で16基、今、囲いワナを保有いたしておりますけれども、被害農家の申し出に伴いまして貸し出しを行っているような状況でございます。昨年度の実績を申し上げますと、電気牧柵の半額助成について25名の方から申請をいただきまして、約70万円の助成を行っているところでございます。また、銃・ワナの免許取得につきましては4名の方が受講されておりまして、それぞれ助成を行っているところでございます。また、囲いワナにつきましても、現在19基すべて貸し出しを行っておりまして、囲いワナに伴います捕獲の実績といたしまして、イノシシが33頭、実績として上がっているところでございます。また、議員おっしゃいますように、年度別で被害額、頭数等にばらつきがありますけれども、地震等の影響というよりも、周辺環境と申しましょうか、やはりその山林でありますとか、耕作放棄地の部分で有害鳥獣が潜むといったところもございまして、そういったところの分の頭数が増加したことに対する増加、それから被害面積に対しましても、そういったところで年度別にばらつきがあるような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 今のご説明、よくわかりました。農林水産物の被害額には、共済が適用できる作物、米・麦・大豆の被害金額は出てきますけれども、ソバには共済がないわけです。共済組合が出しました被害面積をもとに被害額を算出されていると思いますが、これにはやはり表に出てこない、先ほど課長が言われましたように家庭菜園でありますとか、そういうがあると思います。たくさんの人々が個人あるいは共同でいろんな作物をつくっておられますが、畑に植えたり、今の家庭菜園だったりするわけです。市内の至るところでイノシシ被害を聞きますが、丹精を込めて、中には生きがいを感じながら作物を育てるお年寄りもたくさんおられるわけです。それが一夜にして荒らされてしまいます。私は安心して野菜が栽培できることも、市民が生活する中で満足度の向上の一つになるのではないと思うわけです。

12月10日の熊日報道では、鳥獣被害額3年連続減、防止柵や捕獲が効果と出ておりました。しかし、県は耕作放棄地の実態や家庭菜園の被害の状況は把握していないとして聞き取り調査に着手をする方針という報道がありました。

阿蘇市でもこの聞き取り調査、計画はされておりますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在のところ、計画はいたしておりませんけれども、有効な手段ということでございまして、今後検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） やはり表面上に出る被害額というのは、生産物に関してだけです。で、家庭菜園、ここら辺の聞き取りというのもぜひともお願いいたします。

鳥獣被害防止計画の対策では、保護柵等による防御、つまり食べ物を壊さない、捕獲により個体数を減少させる、生息する場所をつくらない、先ほど課長がおっしゃったことですね、といった基本策が講じられておるわけですが、山にやはり餌があってもおいしい農作物を知ると味を占めて農地や菜園を狙い撃ちにするわけです。食べ物を求めて人里に出没しますので、やはり餌になるような農作物等の放棄、投棄、そういう基本的なことを農業者、あるいは住民の方に意識向上を啓発するというのも大事なことでないかと思うわけです。農地がまた荒らされてしまいますと、耕作意識がそがれて耕作放棄地になり、そこがまた生息範囲を広げるということになるわけです。そして、課題とされていますような狩猟者の高齢化や新たに後継者になる人がいないなど、捕獲が間に合わない、追いつかないという状況があります。狩猟と言いますと、すぐに銃器による捕獲を思い浮かべるわけですが、ワナによる捕獲があります。市の方も免許の取得による助成とか、いろいろ施策は打ってございますが、やはり箱ワナ、囲いワナ、くくりワナ、このうち狩猟免許が要らない囲いワナ、これは農林業者が自らの農地を守るため、そして防ぐため、自己敷地内及び隣接地に設置する等の囲いワナの条件があります。免許がなくても使えるわけです。阿蘇市では、この囲いワナは16基保有されていると。そしてすべて貸し出しをして、また捕獲の実績もあるということではあります。有効な策ということで、以前、五嶋議員も発言されました、銃器使用の時間制限の延長といいますか、そういうことについても有効な施策の一つではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 有効な施策といたしまして、まず、先ほども申しましたように、駆除隊の育成、担い手の育成策ということで、引き続き銃・ワナの免許の助成を継続して図ってまいりますし、またそれによりまして駆除隊の若手育成が図られるといったところで考えているところでございます。

また、被害防止対策といたしましては、今、議員おっしゃいましたとおり、地域、集落単位で、荒地地でありますとか耕作放棄地等の管理をまずは徹底していただきまして、生息域となります潜み場でございますけれども、そういった潜み場の解消へつながるべく、場合によっては研修会等を実施いたしまして、地域ぐるみで被害防止に向けての意識づくりに積極的に努めてまいりたいと思っております。

また、夜間銃猟のお話だと思いますけれども、これについては現在、東北でありますとか関東で夜間銃猟の実績がございますけれども、なかなか効果といったものがまだ薄いといったところもございまして、また法令上の規定もございまして、そういったところもしっかり見極めながら検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。熊本市の立田山でイノシシが急増してい

るということで、新聞ではＩＣＴを活用して囲いワナの扉を遠隔操作する仕組みの試験導入するといった報道がなされておりました。カメラやセンサーが付いた囲いワナで、イノシシが近づくとセンサーが反応して駆除隊員のスマホに映し出されて、箱に入ったのを確認してスマホ操作で扉を閉めるというシステムでございますので、見回りの負担軽減と獲物を確実に捕獲できるということだそうです。また、徳島県の阿波市では、ワナが作動するとメールで知らせるセンサーを導入しております、見回りの負担を軽減しております。カメラを付ければワナが作動したときの写真にメールに添付できるシステムがあるわけです。これは、単三電池で５箇月間作動するそうです。１台の購入費が８万３,０００円、カメラ付きが１７万６,０００円、維持費は１台につき年間２万円、これは総務省のＩＣＴまち・ひと・しごと創生推進事業を活用しておるわけです。

そこで提案ですが、有害鳥獣被害防止、この先田畑が耕作放棄予備値にならないためにも、今まで策定しておられます被害防止計画に織り込まれていなかったＩＣＴを活用したワナの試験導入を求めたいのですが、経済部長、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ＩＣＴの活用につきましては、現在の被害防止計画の中に謳っておりませんので、平成３２年度までの状況を確認させていただきまして、今後また検討させていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君） ありがとうございます。

この先、有害鳥獣被害はずっとやはり続くと思われます。ここで従来より一歩踏み込んだ、今、提案申し上げました、あの手、この手を駆使して、阿蘇市の行政はすごいと言わしめるような施策をぜひ願いたいわけですが、ここで市長、一言お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の質問にお答えを申し上げます。

今、児玉議員がおっしゃったことはもっともであると思いますけれども、でもいつも思うことは、そういう被害がある中においても、そういう環境を起こしてつくってきたのは、どちらからなんだろうかと。むしろ造林とか植林とかやり過ぎて木材価格が低下をした。ゆえにそのまま放ったらかしにしているということで、動物が食べるえさもなくなってきたということも大きな原因ではないかなと思っております。ですから、そのＩＣＴももちろん大変大切であると思いますけれども、もう一つは、やっぱり森林環境譲与税というんですか、ああいうのを林野庁がつくったこともよく活用しながら、総合的にこれをやっていかないと、非常に厳しい部分があるんじゃないかなと思っております。被害をなくしながら、ただやっぱり人と動物と生物というんですか、それがうまく共生していくような、そういう社会をつくっていくということが基本であると思っておりますので、その辺を意識しながらこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 原因をつくったのは人間であるということでございますので、またさっき申し上げましたような地域に対してのいろいろ農作物の放置ということをやらないという啓発のほうを進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで、この項目を終わります。

次の質問です。移住者の増加に向けて取り組みについてでございます。県と市町村は、地方創生推進交付金を活用して、東京 23 区に 5 年以上住んでいる人がこの事業に参加している県内の市町村に I ターン、U ターン、J ターン問わずに引っ越して、県が運営する求人情報サイト、ワンストップジョブサイトくまもとに登録してある企業に就職をすれば、2 人以上の世帯で 100 万円、単身者には 60 万円を支給すると発表しました。しかし、県内 45 市町村のうち 39 市町村が参加するようですが、我が阿蘇市は入っておりません。どのような経緯でしょうか。まちづくり課長、お願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。ただ今のご質問に回答させていただきます。

今、議員がおっしゃいました支援金でございます。東京 23 区に 5 年以上住まわれた方が地方に移住する場合についての支援金ということになります。この場合、住むだけではなく、必ずワンストップジョブサイトくまもとに登録されている企業に就職するというのが基本でございます。今年度、私どものほう、阿蘇市としてこれに手を挙げていないのが、阿蘇市及び阿蘇郡市内の企業がこのジョブサイトに登録がありません。これまで移住の取り組みとしては、阿蘇市で就職をしていただいて、阿蘇市で定住していただくのを主にこれまでやっておりましたので、今年度についてはやっておりますが、この取り組みについては来年度は取り組む計画で今準備を進めております。といいますのが、来年以降につきましてはトンネルの開通、J R の運行再開といった部分の情報も出てきておりますので、今後は他の地域に就職をされても阿蘇市から通勤していただくという機会が増えてくるかと思っておりますので、その辺を含めて、今後、方向を少し変更しまして、この取り組み、この事業には来年度以降、取り組みはしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。

課長、熊本県の企業誘致連絡協議会、ここでの動きは今現在どうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 企業誘致連絡協議会のほうも様々な情報は入ってきます。ただ、なかなか具体的に阿蘇のほうにという部分の話については、まだ具体的にはちょっと来てないという状況ですね。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） やはり交通インフラの整備が一番かと思っておりますので、こちら辺についてもよろしくお願いいたします。

阿蘇デザインセンターの福岡県内での移住に関する調査でも、阿蘇地域は希望移住先の上

位に付けておるわけですが、昼間の人口、いわゆる昼間人口と夜の人口の夜間人口、この阿蘇市における状況は私は存じませんが、阿蘇市に住居を構えて、課長がおっしゃいましたような、大津、あるいは熊本市圏に通勤するのもいいと思うわけです。企業誘致ができて、住民が増えるのかベストでしょうが、まちづくり課が取り組んでおられます空き家バンク等の情報、これも福岡、あるいは大阪関西圏にもうんといろんな機会を利用して発信してもらって、住民の増加を願いたいと考えまして、この項目を終わります。ありがとうございます。

3 番目の質問になります。乗り合いタクシーの利用状況についてであります。市内に広がる点在した集落、これはどこもが高齢化が進み、自動車免許証の返納や公共交通機関の不便さやバス路線廃止等で、住民は日々の買い物や病院に行くこともできないという方がたくさんおり、生活がままなりません。タクシーで決められた場所から決められたエリアまで移動する際に、市が運行するタクシーの一部補助をやっておりますが、利用状況はどうでしょうか。また、地区別ごとの乗降はおわかりでしょうか。

財政課長にお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今のご質問についてお答えをいたします。

まず、制度についてのその生い立ちを少し触れたいと思いますけれども、この乗り合いタクシーにつきましては平成 19 年 4 月から運行を開始しております。廃止された路線バスの補完としての制度になることから、一の宮町の荻の草地区をはじめとして、路線バスが廃止されれば、公共交通が空白となってしまう地区を対象にこれまで運行を広げてまいりました。

利用状況についてでございますけれども、翌平成 20 年度に鍋鶴線や永草地区を対象に広げて、1 年間で 495 人。翌平成 21 年度、古城・中通地区を加えて 1,073 人。制度の見直しを行いながら運行地域を広げることで、右肩上がりに利用者数は増加をしてまいりました。平成 27 年度、現行のその対象地域とその制度になりますけれども、平成 27 年に 3,000 人を超えてからは、ほぼ現在まで横ばいで推移しております。直近の 3 年間で申しますと、平成 28 年度 3,379 人も平成 29 年度 3,365 人、平成 30 年度が 3,551 人となっております。

地区ごととおっしゃいますと、その路線ごとということということになりますか。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） ありがとうございます。また、次の機会にでも教えていただきたいと思います。

利用された方の評価といいますか、満足しているのか。また、不平不満などはないのか。こういう声は届いておりますでしょうか。

課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 現在、その乗り合いタクシーを利用されている方からの苦情ということはございません。ただ、今の現在でも空白となっている地域がありますので、そこに

早く導入してほしいという声はございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 住まいのある地域から宮地、内牧、坊中、この3つの市街地のエリアだけに移動、または帰ることができるわけですが、一部の地域を除いてほとんどが決められた乗降場所をのみから乗降ができるということになっておりますが、高齢者からは買い物に行っても重たい荷物は持って帰れないという声を聞きます。帰るだけでも自宅までというふうなことはできないのでしょうか。

課長、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） なかなかそういった全員の需要というか、負託に応えようとしては、なかなかその運行の体系が現行を維持するのが難しくなります。と申しますのが、利用人数が増えれば増えるほど、今の体系ではこちらが負託に応えることができません。でするので、その点についてはご理解いただくしかないと思います。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） やはり今の制度を維持するには、現状がいいというご意見ですね。

この間、タクシーのドライバーに話を聞いたわけですが、やはりむげに途中で下ろすわけにいかんから家まで送ることがあるよということも言うておりました。それはぜひともやってくれということで頼んだわけです。

次に、利用方法の周知は十分なされているかという質問でございますが、先般、機会を得まして民生委員・児童委員協議会、11月定例会の意見交換会に参加をいたしました。グループに分かれたディスカッションでは、様々な意見が出ました。その中で、買い物弱者とも言える独居高齢者の方の足となるものがないという現状は、とても厳しいというお話でございました。そして、今申し上げております乗り合いタクシーの話になりましたが、この制度については、民生委員の方、知ってはいたがよくわからないと、住民の方に説明はよくできないというふうなことでございました。たくさんいらっしゃいました。広報では掲載をされていて、周知をしているということになるとは思いますけれども、理解がされていないというのが現実です。せっかくのタクシー補助金ですので、困っている市民にもっと利用してもらえるように、予算の関係もあるかとは思いますが、民生委員・児童委員の方々だけでも乗り合いタクシーの利用方法、これの特集を配布できないものでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますけれども、議員おっしゃるとおり、広報誌を使ったり、そのホームページ上でも制度のその全体のことをお知らせすることを行っております。今年度、市長のほうに市政報告会のほうで制度の説明をしていただきました。その民生委員のほうに研修という形でお知らせができないかというご質問でございますけれども、定例会とかはございますので、そのときにチラシ等でお知らせすることは可能でございます。現行、例えば実際利用するにはどうしたらいいかということなんですけれども、お知らせ端末がほぼ普及しております、このお知らせ端末の乗り合いタクシーのお問い合わせ

わせというところのボタンをタッチしていただきますと、12 路線の路線が出てまいります。自分が利用したいところをぽんと押すと、その路線を運行しているタクシー会社に直接電話がつながります。ですので、その電話を使ってその予約もできますし、その制度についてのお問い合わせもできます。また、財政課のほうに直接お問い合わせいただければ、その利用ガイドというやつも直接郵送でもお送りするような対応も行っておりますので、ぜひその辺もちょっとご周知を願いたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 今、申し上げました民生委員の方々の総会とか、いろいろ会合とか少のうございますので、ちょっとわかりやすいようなパンフレットをつくっていただいて、民生委員の方だけにでも郵送でもしていただければ幸いかと思いますので、よろしく願いいたします。

今日、三つの項目を質問させていただきましたが、それぞれ大事なことばかりでございます。市民の皆さんが安心して生活できるように、行政・議会が共に力を発揮できるようなことを願ひまして、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 3 番議員、児玉正孝君の一般質問が終わりました。

続きまして、12 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

12 番議員、森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） おはようございます。12 番議員、公明党の森元秀一です。

暦の上では今日から、12 日から二十四節気の大雪の時期、ちょっと早い気はいたしますが正月の事始めに当たるといふ、大掃除はその代表的な風習であるということです。大掃除の歴史は古くあります。既に江戸時代には12月13日をすす払いの日として、武家から庶民に至るまで一斉に大掃除が行われてきました。1 年の汚れを落とし、汚れを清めるとの意味らしいです。年の瀬が迫ると職場や家庭で大掃除が行われるのは、江戸時代の名残だろうと言われております。

今年の世相を反映した言葉を選ぶ流行語大賞が発表されました。令和初となる年間大賞には、ラグビーワールドカップの史上初のベスト8 進出を果たし、列島を熱狂の渦に巻き込んだ日本代表のスローガン「ワンチーム」が選ばれました。トップ 10 には新元号令和や消費税引き上げに伴い導入された軽減税率もありました。

定例会も本年最後です。通告通り4問質問いたしますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

まず、現役世代の引きこもり 8050 問題、不就労者対策についてであります。2019 年 5 月 28 日、神奈川県川崎市でスクールバスを待つ小学生に列に刃物を持った 50 代の男が突然襲いかかった。この事件で、小学 6 年生の女兒と別の父親の 2 人が殺害され、死傷者は 18 人に上りました。その 4 日後の 6 月 1 日。東京都練馬区に住む 70 代の父親が運動会の音がうるさいなどと家庭内で暴れ始める 40 代の息子を包丁で刺し、死亡させる事件が起きました。父親は息子による家庭内暴力があったと明らかにし、息子が 4 日前の川崎市と同様の事件を起こすことを恐れて殺害に至ったと明かしています。川崎市の事件加害者、練馬区の事

件の被害者が引きこもりに近い状態であったと報じられ、社会に大きく衝撃が走りました。

事件後、引きこもり支援に携わる団体や窓口に引きこもりを抱える親から相談が急増したといえます。もちろん、引きこもり状態が事件を起こすことに直接つながるわけではありません。しかしながら、引きこもり問題を抱える親にとって、これらの問題は到底他人事と思えなかったに違いありません。

現在、80代の高齢の親が50代の無職や引きこもり状態の子どもと同居し、生活的困窮や社会的孤立に至るといふ8050問題がクローズアップされています。「生活状況に関する調査報告書、内閣府2019年」によれば、40歳から60歳で引きこもり状態に当てはまる人の推定は61万3,000人。同じく「若者の生活に関する調査報告書、内閣府2016年」では、15歳から39歳で引きこもり状態にある人の推計は54万1,000人。前値の40歳以上の数字と合わせて引きこもり推計人数は100万人を超えるとあります。現役世代の引きこもり・不就労者の増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負担となっており、深刻な問題になっています。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められています。問題は、引きこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が年金を受給するなどの社会保障の恩恵を受けている世代のはずが子どもが社会復帰できない状況または不就労の状況が続き、その結果、生活困窮に至る世帯となることが予想されます。

そこで、厚生労働省は各県の都市部に引きこもり地域支援センターを設置しています。ここでは、主に引きこもりに特化した第一次相談窓口を設け、支援コーディネーターが引きこもり状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐことを事業内容としています。熊本県においても熊本県ひきこもり地域支援センター「ゆるここ」もその支援の重要な拠点であります。

そこでお尋ねいたします。県の支援センター「ゆるここ」の実績と課題について、ご答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） おはようございます。

ご回答します。熊本県ひきこもり地域支援センター「ゆるここ」は、引きこもりに悩んでいる当事者、あるいはご家族の方、その方々の相談に適切に対応できるようにということで、平成27年4月に開設されております。

実績についてということですので、同センターに問い合わせた実績について報告をさせていただきます。

相談実績については、問い合わせの結果、ホームページの平成29年度の資料をご覧くださいということでしたので、それについて報告しますが、電話相談が平成29年度で延べ802件、実数182件、来所相談延べ291件、実数で87件、訪問相談延べ33件、実数で27件。中身におきましては、本人からの相談が約3割、家族からの相談が約7割という数字になっております。

課題としましては、やはり県のほうでの課題ということで考えられているのが、遠方からの来所が多いということで、なかなか相談がしにくい方もいらっしゃる。もしくは、本人と

の面談が、やはり引きこもりですので、県の方、遠隔地から行って面談がなかなかできないと、そういった部分があったりして、その相談の段階でもう諦められて相談が途中で終わってしまうケースがあるということで、やはり必要なのは家族の方のその後の支援という部分も必要かなというご意見をいただいております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 私も 2 箇月ほど前に、やはりそういった相談を受けまして、福祉課に対応していただきました。お子さんのほうは、学校を出てから社会のほうでなかなか就職もできないという形で、やはり引きこもりで、31 歳まで引きこもっていて、それを見かねた両親が、母親のほうが特にうつ病になってという形で、家庭で大変な状況になってお父さんから相談があったということでございます。本当に身近にある問題だと思っております。福祉課のほうの対応がよくて、その後、お母さんのほうも病院に行き、お父さんから電話がありまして、子どものほうも少しずつよくなっているということでございました。それはありがたいことだと思っております。

これらは身近な問題でありますので、阿蘇市においても現況とそういった事例があるのか、市の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 市民課のほうで答えをいたします。

本年 10 月に国から市町村における引きこもり相談窓口の明確化などが求められておりまして、阿蘇市におきましては、先ほど答弁いたしました福祉課のほうで代表相談窓口となっております。それで、相談の内容によって、私ども市民課、それからほけん課と、関連する課それぞれが連携を取りまして、事案ごとに適切な支援を行うことになっております。市民課のほうが所管しております生活相談センターでは、生活困窮者自立支援のほうを機能として持っております。そちらでは様々な事情によりまして、引きこもっている方に対して本人、それから家族等と面談を行いまして、本人の意思を確認し、困窮者自立支援制度に基づき就労支援等は行っているところです。現状といたしましては、生活困窮者自立支援制度が開始されました平成 27 年度以降の引きこもりの相談件数につきましては、就労等によりまして支援が終了となったケースが 6 件ございます。それから、現在支援中のケースが 3 件、残念ながら本人との面談まで至っていないケースが 4 件となっている状況でございます。

今後も本人の意思を尊重して、従来通り、伴走型の支援をセンターとしては継続してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 先週 12 月 11 日の新聞報道で、国の支援強化という報道もありました。来年は関連法案を国会のほうに提出しまして、2021 年には実施するということがありました。この問題も大変な形で国・県・市と、私たち身近な問題で大変な問題になっておりますので、これからの対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、認知症問題についてお尋ねいたします。この問題も先日、区長会意見交換で

出た問題でございます。徘徊になった場合、時間がかかり、人命に関わり、また捜索に何日もかかる、人手がかかる、何か方策はないか。2025年には認知症対象者は730万人、5人に1人との数字が出ています。特にやっかいなのは徘徊です。家中で徘徊が起きる場合、安全対策を取る、ある程度、対応ができます。しかし、外に出た徘徊は、事故や行方不明という事態になる可能性も多くあります。警視庁によると、平成28年における認知症または認知症の疑いによる行方不明者は1万5,432人と言われています。地域住民や警察に保護されたとしても、認知症が進んでいた場合、自分の名前や住所などは的確に答えられないことも多いため、どこの誰なのかを突き止めるのが難しくなってしまうのです。認知症で周りを気に掛けたり注意することが難しくなるので、車が来ても道路の真ん中を歩いたり、電車が来ているのに線路内に入ることもあり、事故に遭う危険を伴います。夏の炎天下では、脱水状況を起こす危険もあります。徘徊は、介護者にとって対応が難しい状況ですが、本人にとっても、ときには命に関わるものです。徘徊の効果的な防止方法はなかなか見つかりません。誰かが常に見守っていることで防げるかもしれませんが、それこそ現実的ではありません。しかし、徘徊が出現したら、それに伴う行方不明の時間をできるだけ短くする手段講じる必要があります。例えばこんな取り組みもあるという事例がありました。徘徊が始まったら、以下の対応を行ってみてください。

- 1、近所の人やお店の人に本人の顔を覚えていただいて、一人で歩いている姿を見たら家族に連絡をお願いする。
- 2、最寄りの警察署にあらかじめ本人を連れ、写真を持って事例を説明しておく。
- 3、徘徊が頻繁になったら、ケアマネジャーに相談して、短期入所の実施を考える。
- 4、地域の行政に徘徊高齢者SOSネットワークのような制度があれば登録しておく。
- 5、本人の名前や住所、連絡先がわかるものを必ず持たせる。例えば、バックの中や財布の中、洋服のポケットなどにそれを入れておく。
- 6、GPS端末機を利用する。

地域で見守り、支える仕組みの一つとして本人が身につけることで、徘徊時の早期発見につながる方策であるとありました。今後の市の取り組みについて、ご答弁ください。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今のご質問にお答えいたします。

いくつものご提案をいただきました。おっしゃるとおり、徘徊し、行方不明になった場合、やはり一刻を争うことから、阿蘇市におきましては、まず防災無線、それにお知らせ端末、さらに安心・安全ネットワーク、これを活用しまして行方不明情報をいち早く携帯電話、スマートフォンのメールにより提供することとしておりまして、早期発見に努めているところでございます。

また、阿蘇市の範囲を超えた広域的な取り組みといたしまして、現在、熊本市や大津町、菊陽町など18市町村で構成される熊本連携中枢都市圏介護保険部会ということで、広域的な見守りネットワーク事業の構築に向けた検討を始めているところでございます。

先ほどご提案いただきましたGPS、こちらにつきましても来年度第8期介護保険事業計

画を策定することといたしておりますので、その中でGPS端末等の対応についても考えていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 先般も宮地で行方不明になった高齢者の方がいらっしゃいました。やはり、地域の方の搜索といいますか、人手がやっぱりかかります。なかなかその結果がすぐに出ないということがあります。やはりこういった中で、家族の了解も必要だと思いますが、やはりGPS端末機を利用して、これは早く本人が見つかることによって命の保証があるということで、また地域の方の見守りも、これから見守る方も高齢者が多くなってきます。早く導入をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） GPS端末自体は、大体小さい4cm四方ぐらいのものが一般的なんですが、これについても、例えば靴の中に入れたりとか、上着に入れてあるといった場合もありますが、入れたものを身につけてないと効果がないといった弱点もございます。やはり、これは総合的に考えなければいけないと思いますが、洋服とか身につけるものすべてにまず名前と連絡先を書いておく。下着から、靴から、そういった取り組みがやはり一番効果があるのかなという気はしております。

近所の方に顔を覚えてもらうといった取り組み。これにつきましても、阿蘇市では介護サポーター養成というものを毎年やっております。これは、市民の方に認知症に対する理解というものをまず持っていただくということで、そういったサポーター養成を、現在、もう既に9,000名以上の方がこの養成講座を受けていただいております。県下でも、熊本県自体が介護サポーター養成は国内でも1位という中でも、阿蘇市についても県下45自治体の中では2番目と多く実績が上がっているところでございますので、地域のまず理解を深めていただき、さらにご自身たちの努力といたしまして、あらゆるものに名前と住所を書いていただくと。さらに、GPS端末機については、やはり今後そういった計画策定の中で議論していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 早い対応をしていただきまして、徘徊を防ぐということ、大事なことでございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次に、虐待から子どもを守る取り組みについてお尋ねいたします。毎年、11月は厚生労働省が定める児童虐待防止推進月間でした。厚生労働省によりますと、2018年に全国の児童相談所が対応した虐待に関する相談件数は15万9,850件に上りました。前年から約2万6,000件の増加だと聞いております。相次ぐ虐待、悲惨な事件に関心が高まり、警察や学校、近隣住民などから相談や通告も増えています。国は、2020年度までに児童福祉司を2017年度比2,020人増しの5,260人とする計画だと聞いております。市の確保も含め、体制の強化は重要であると思います。現在、阿蘇市の現況をご答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 現況を報告させていただきます。

阿蘇市の虐待等に関する相談・通報等の件数ですけれども、平成 30 年度の時点で 33 件ありました。今年度に入りまして、11 月現在でも今 37 件ということで数字が上がっております。内訳としてはネグレクト、これが 8 件、身体的虐待、これが 12 件、心理的虐待、これが 10 件、養育相談 3 件、その他 4 件となっているところです。迅速な対応を必要とするため、福祉課に家庭児童相談員を 1 名配置するとともに、他業務との兼務にはなりますけれども、社会福祉士 2 名を担当として配置して、児童相談所や警察等との連携強化を図りながら対応をしているところです。

また、ケースによっては、夜間、休日、こちらの時間帯に通報・通告等があることがありますので、本市では児童相談所に対して、私以下職員 5 名の連絡先を記した名簿を独自に提出をして、365 日、24 時間、連絡があれば動けるようにという体制づくりをしているところです。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 通告の中にも上げましたんですが、4 つの取り組みについておたずねいたします。

体罰禁止の指針の変更という形がありました。親の姿勢などによるしつけと称した体罰が虐待につながっている事態を受け、今期 6 月に成立した児童福祉法等改正法では、体罰禁止規定の素案が実現しました。厚生労働省は来年 4 月の施行に向けガイドラインを年内にまとめるとありました。体罰に寄らない子育ての方法を含めて、今後、どのように承知していくのか。

また 2 番目としまして、189 の取り組みですね。虐待の通告など 24 時間、365 日体制で受け付ける児童相談所の全国ダイヤル 189、イチハヤクが 12 月、通話無料となり、従来は通話料の発生を知らせる音声案内の途中で電話が切れたことも多く、最近では月平均 2 万件のうち児相までつながったのは 5,000 件にとどまっていました。189 について、公明党では番号の 3 桁化や冒頭の音声案内の短縮化を推進して、通話料無料化も厚生労働省に提言し、利便性に取り組んだとあります。これの周知。

また 3 番目には、相談所の体制強化への市の考えですね。

4 番目として、切れ目のない子育て支援、ネウボラ、市の取り組みをどう考えているか。このネウボラという形で虐待の要因に目を向けること。その一つが核家族や地域のつながりの希薄化による親の孤立化であると思います。子育て中の親を対象にした NPO 主催のイベントでは、すべて一人でこなしているワンオペ育児、心身とも疲れた社会に残されているような不安が専業主婦にはあるといった訴えが相次いでいます。こうした SOS を見逃してはならないということで、課題解決へ、子育て世代包括支援センターや家庭訪問による「こんにちは赤ちゃん事業」など、子育て世帯に寄り添う支援の拡充は急務だと思います。

今年 4 月現在では全市町村の 56% に当たる 983 自治体に 1,717 箇所が設置されたとありました。この取り組みについて、市の見解をご答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 福祉課の答弁として、まず体罰禁止の指針に関する部分と 189

の問題、こちらについてご回答させていただきます。

おっしゃられたとおり、厚生労働省の有識者会議において、体罰にあたる行為というのを具体的に示されて、例えばの話、頬をたたく、あるいは長時間の正座や夕食を出さない、こんなのも体罰にあたりますよというものが、今、有識者会議において諮られているところです。これについては、具体的なガイドラインを先ほどおっしゃられたとおり作成されるということです、それが出た段階で市としても市民に向けて広く周知を行っていきたいと考えております。

児童相談所共通ダイヤル 189 についても、今、おっしゃられたとおり、無料化、ここら辺も進んで、今後、通報等の検討、かなり多くなるかなと思っております。通報・通告が多くなるというのは、福祉課としてもそれだけ情報を皆さん意識して伝えていただける、未然につなげられる可能性が高いと思っておりますので、例えその通報が空振りになったとしても、件数が増えること自体は悪くないと思っておりますので、こういう整備体制がなされたのはすごく喜ばしいことと思っております。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ご質問の後半部分につきまして、私からご説明させていただきます。

切れ目のない子育て支援のネウボラ、これにつきましては、フィンランドの子育て支援ということで、同じ担当者が切れ目なくご利用者さんに関わっていくという内容でございます。阿蘇市では、子育て支援につきましてはいくつかやっておりますが、「こんにちは、赤ちゃん事業」といたしまして、乳児家庭全戸訪問事業、これにつきましては、合併当初から取り組んでおります。この事業の生後 4 箇月までの乳児があるすべての家庭に訪問し、子育て支援や子育てに関する情報提供を行う事業なんですが、平成 25 年度からは生後 2 箇月ということで全戸訪問に切り替えております。赤ちゃんや子育ての様子を直接お母さんから聞きながら、その子に合った子育て支援を行っているところでございます。

また、平成 22 年度からは保健師業務につきまして、地区担当制ということにしております。同じ担当者が定期的に面談や健診を行い、その家族に切り目なく寄り添うことと、いわゆるネウボラ的な体制を取っているところでございます。これによって、母子健康手帳交付のときから、その地区の担当の保健師が関わることになります。その後の家庭訪問、相談等は、同じ保健師が対応して支援を行っているところでございます。切れ目のない支援で重要なことは、やはりその根本には信頼関係が担当者と構築されるということです、これにつきましては来年度、令和 2 年度からさらなる体制の充実ということで、議員おっしゃった子育て世代包括支援センター、これを設置する予定としております。現在、臨床心理士を新規採用する予定としておりまして、実は 12 月 27 日まで募集を掛けているところでございますので、もしお知り合いの方とかいらっしゃったら、ぜひ情報提供のほうをよろしくお願いしたいと思います。

母子保健の発達相談はもちろん、虐待家庭の心理相談など、保健師との連携・協力を図りながら、支援に今後とも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 虐待に対しましては、取り組むべき課題はたくさんあると思います。2017 年度に虐待死した子どもは 65 人で、うち心中以外の 52 人を年齢別で見ると、半数超の 28 人が 0 歳児だったようです。多くの事例では、予期しない妊娠、計画性のない妊娠、妊産婦健診に未受診であったということですね。虐待の率が高い産後うつや多胎児家庭への支援強化も不可欠だと思うんですね。一度の相談で終わりではなく、妊婦さんと親と支援していく体制を構築する必要があると思います。市としてもしっかりと対応をお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次に、いじめ問題についてお尋ねいたします。全国の国公私立小中学校と高校、特別支援学校で 2018 年度のいじめ認知件数が 54 万 3,933 件に達し、過去最高となったと報道でありました。心身に深刻な被害が生じる重大事態が全体より 128 件多い 206 件になったということです。文部科学省と各教育委員会は、いじめが年々増加、エスカレートしている実態を直視し、早期にいじめの芽を摘み、問題解決が図られるように学校現場の環境づくりを急ぐべきだとありました。認知件数は 5 年連続の増加で、前年より約 3 割、12 万 9,555 件の大幅増となりました。県内は、前年比 2.3 倍の 5,570 件と 6 年ぶりに 5,000 件を超える高い水準となっています。中でも熊本市の件数が前年度の 301 件から 2,885 件に急増しています。一方、重大事態、全国で骨折など心身への大きな被害が 270 件、年間 30 日以上の不登校が 420 件に上りました。また、学校からの報告があった児童生徒の自殺は 332 件で、前年度から 82 件も増え、うち 9 人はいじめであったとされています。深刻な問題です。阿蘇市においての現況をご答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

いじめに関しましては、人権に関わる重大な問題と考えております。生命に関わる重大な事件を招き兼ねないと考えておるところでございます。

本年度におきまして、阿蘇市におきましては、いずれも 10 月いっぱいの報告でございますけれども、いずれも解消になっておりますけれども、5 件の報告がっております。どの学校でもいじめは発生し、どの子にも起こり得るということで認識をしておるところでございます。早期に解決するためには、未然の防止等に取り組むべきものと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 教育現場でいじめを取り上げることがタブーでなくなれば、本格的な対策が可能となってくると思うんですね。どのような教育が必要なのか、いじめの発生を監視する必要があるのか。罰則は必要なのか。いじめという言葉をなくす必要があるのではないだろうか。カツアゲなどによるパンを買ってこらせるのは恐喝罪だ。身体への暴行・リンチは、暴行罪や傷害罪になる場合がある。持ち物に落書きしたり隠したりしたら、器物破損罪になります。いじめは犯罪であると思います。小中学校及び高校、年齢が上がるにつれてエスカレートしていると聞いております。警察に相談という警察が関与する場面も出てくると思います。阿蘇市では、こういったエスカレートしたいじめがあるのか、ないのか。

そういった中で自殺まで追い込まれたといういじめがあったのか。その辺のところをご答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

現在におきましては、学校、それから教育委員会、福祉課、それぞれの対策を行っている中で、自殺までに行っているとは聞いておりません。現在のところ、解決に至っていると聞いております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） やはり学ぶ環境づくり、一番大事だと思います。その中で、いじめを根絶する。いじめには、早期発見、早期対応をしなければならないと思います。こういう形になってくると、先ほどから私が引きこもりとかいろんな形がありましたが、やはり不登校になり、引きこもりになり、社会とコミュニティを持つような形がなかなかない、やはり子どもたち、それが大人になってくると思います。やはり教育現場と教育委員会が、今、テレビの報道を見てみますと、やはりその教育現場、教育委員会としては事後報告になって、最後は自分たちの立場を守るという見解が結構多いんですね。だから、子どもたちを守っているのかという形で、やはり早く子どもたちを、いじめという言葉がなくなるような形でしっかりと対応していかないといけないと思うんですね。もう保護者のほうも被害者であり、加害者になる子どももいます。この子たちの、子どもたちの人権も大事です。その辺のところをどういうふうな形で考えているか、ご答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） いじめ問題の解決のためには、学校だけでは限界があると考えております。学校、それから家庭、地域で合わせて子どものために何ができるかという部分を考えてまいりたいと考えております。学校と家庭、それから地域が一体となった対応を、一層迅速に図られるようやってみりたいと思います。

学校においても、基本的な方針ということで、学校いじめ防止基本方針というのを策定いたしまして、いじめの未然防止、それから早期発見・早期解決のために、問題の取り組みに努めておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） では最後に、教育長に今後の対策、また学校現場における問題解決の環境づくりについて、ご答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） ただ今のご質問にお答えいたします。

課長も申し上げましたように、このいじめの問題は人権に関わる重大な問題であると捉え、校長会等を通じて日ごろから学校でしっかり取り組むように話をしております。

まず1点目は、早期発見・早期対応に努めるということで、年間を通じて無記名アンケート調査を実施したり、気になるときは面談をして、子どもたちがそういう目に遭っていないかを早期に発見するようにしております。また、5 年前に上からの禁止の言葉だけでなく

て、子どもたち同士に考えさせて、各学校でいじめを学校から出さないためにはどうするかという話し合いをして、その代表がこの市役所に集まって、子どもたち同士で話し合わせて、この5箇条のいじめ防止の基本方針を制作いたしました。それを、今、学校の周りに大きく貼ってあります。それに基づいて、毎年6月にこのいじめ防止啓発強調月間として、子どもたちが自分たちができることに取り組もうということで、いじめのない明るい学校づくりをするための取り組みをやっております。

また、教育委員会としてやはり学校だけでは解決できない問題がありますので、今、コミュニティスクールを全校で導入しておりますので、その中で学校である課題等をそこで投げかけて、地域の方にも一緒になって明るい学校づくりをするように、今、取り組んで下りまして、学校・地域社会一体となった防止に取り組みたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 最後に、子どもたちが学べる環境づくりをしっかりとお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 12番議員、森元秀一君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 11時25分から会議を開きます。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、8番議員、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番議員、谷崎です。通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。なぜか3番というのが最近続きまして、どうしてもお昼が気にかかるころですが、しっかりと質問していきたいと思いますので、端的なご回答をお願いいたします。

まず第1番目、中九州横断道路の展望はという題で質問いたします。中九州横断道路ですが、先日11月17日竹田市で中九州横断道路の中心杭打ち式がありまして、竹田波野間のところの目処が立ってきました。11月30日には、青年の家で決起集会がありまして、いよいよ阿蘇のほうの整備に対して機運が上がっております。現実感が出てきたところでございます。それに伴いまして、谷内のルートについて、うわさと市民の方々がよく私のところに寄ってきてまして、ちょっと不安を訴える方も増えてきております。そういう話が聞かれるようになりました。これも現実感の割には、今、何も見えない状況にあるからだと思います。そこで、決まっていることがあるのか、ないのか。ないとしても、執行部はどのような見解を持っているのかを中心にお尋ねしていきたいと思います。市民が将来に向けて準備できるよう、その一助になるような質問をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一番目、阿蘇谷ルートはどうなるかということで、今、よく聞くのが、ルートが3候補あ

りまして、その話のアンケートがあったとか、その候補が挙がっているとか聞いたことがあるんですが、そういった事実はあるんでしょうか。そのご回答からお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

阿蘇谷のルートにつきましては、先の6月議会でも同じ質問がありまして、回答は未定ということで答弁させていただいております。現時点でも同様に、未定の状態でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） そういう回答だろうなと、そう思います。ただ、現状、谷内を見渡したところ、ここは難しいだろうな、ここはあれだなと思うところがいろいろあります。それで、建設課としてもルートについて多少なりとも分析はしていると思うんですけども、道路をつくるための工事費とか、経済波及効果、あるいは景観、河川の位置、黒川の河川の位置ですね、あるいは崖崩れ、山崩れ、そういったもののいろいろ要素が考えられる中で、またさらには南海トラフ地震の輸送道路としても国交省は考えているみたいで、そういった内容、役割とかを考えると、基礎となる岩盤、そういったものも必要となります。そういった要素を考えたところで、ある程度のところは考えられることがあると思うんですけども、ルートの分析としてどういった予想を主に考えておられますか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 阿蘇谷ルートにつきましては、まだ阿蘇市全体で検討したことはございませんが、個人的には、まず現道の国道57号が事故等で不通に、通れないという状況があった場合に、その代替えの道路になる必要がありますので、同じ位置ではちょっとまずいかなという気はありますし、また街中あたりを通ると高額になりますので、なるべく田んぼを利用していくのではないかなという考えを持っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） そうですね、それ以上はなかなか、このルートというのはないと思うんですけども、私は3ルート以外に4ルート、5ルートをちょっといろいろ考えているんですけども、現実性を持った選択と同時に、住民の方に対する説明とか、パブリックコメントとか、そういったところに国交省のほうから決まっていけば移行していくと思うんですけども、そういったところの計画はまだ上がってないですね。一応、基本的なラインとしてはそういったのを、住民説明会とか、パブリックコメントとか、そういったのはあっていくわけですね。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はい。パブリックコメント、住民の意見が求められると思います。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それでは、次、経済波及効果をどう見るかについて、お尋ねします。これは、重要なことで、以前、坊中に私暮らしていますが、坊中の方々から坊中は昔

非常に賑わっていたと、お客さんがたくさん来るのでお金があって、お金の上を歩きながら接客したとか、そういった話まで聞くぐらい賑わっていた話を聞いていたんですけども、駅前はですね。ところが、国道 57 号ができて、別府の通過点となって、坊中は寂れていったという話を聞きます。それは、よく年寄りの方から私は聞かされてきたんですが、そういう中で、経済効果というのを一回考える必要があるんじゃないかと、そのように思います。決起集会では、熊本・大分間を 1 時間半ぐらいで結びたいという構想を国交省が持っておられまして、経済効果が期待されるというような講義がありましたが、市のほうとしては経済効果についてどのように考えておられますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

中九州横断道路という道路につきましては、ご存じのように大分・熊本を結ぶ地域高規格道路という、準高速道路のような道路でございます。当然、時間短縮効果もございますし、要は中九州地域全体を考えました経済効果あたりを算出した中で計画されている道路でございます。先ほど建設課長も言いましたように、現在の国道 57 号が途絶する、平成 24 年、28 年の災害ということで、長らく通行止めにもなった、現在もなっておる状況でございますけれども、そういう場合の代替路線という形でも非常に重要な路線でございます。地域の観光、経済、医療、暮らしといった部分で非常に重要な道路でございます。

議員が言われましたように、確かに大きな道路ができるとストロー効果ということで抜けていくというのは多々言われていることではございますが、この道路ができたことによって、地域が寂れる、当然そういう話も出てくるかとは思いますが、ただ、大きな部分から言いますと、物流、交流、人口の増加というのは当然大きな道路ができれば時間短縮効果等もありまして、どっちかというプラスの要素のほうはるかに大きいと思われまして、あとは、そういう抜けていくという懸念される部分は、やはり地域をいかに盛り上げて皆さんに立ち寄っていただくかということです。当然、時間短縮効果で来られた人たちの滞留時間などは長くなりますし、いろいろなところも見ていただくという部分からすると、やはりそこは地域のまちづくりといいますか、商工会、観光協会等も含めまして、取り組んでいくことが重要ではないかと思えます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） できあがる環境をうまく利用して、阿蘇の復興につなげていかないといけないので、今、部長が言われたように、観光協会とか商工会とかあげて、やっぱりロラングラン的に何かイベントとか、経済波及、もうちょっとお客さんにとどまっていちた楽しんでいただけるようなまちをつくっていかないといけないと、そのようには思います。ただ、現状、そうやっていく上で基礎となる数字とか経済効果に対する考え方も持っておいたほうがいいと思いますので、3 ルートにそれぞれなったときに、経済がどう変わるだろうとか、そういった分析とは市のほうではされてないんですか。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ちょっと 3 ルートというのが具体的に今出てきているわけでは

ございませんので、恐らくそれは竹田阿蘇道路が、この前、事業化になりましたが、計画段階評価ということで、国交省が事前に3回ほどいろいろ調査・アンケートなどを行っております。当然、その中で、さっき言われました経済的波及効果なりをきちんと数字を出しながら、いろいろな、先ほど言いました経済、観光、暮らし、医療、そういった部分を総合的に判断した中でルート決定がなされておりますので、私ども、先ほど課長も言いましたように、地域アンケートなども含めながら、声を拾い上げながら当然判断していく部分ではないかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それは、大分波野間の道路について3回ほど国交省がアンケートを採ったということですかね。阿蘇でもそういったのをやっていくだろうということで理解します。こちらとしても、将来に向けて考えていく上で基礎的数字もほしいということから、銀行のほうとちょっと話したときに、銀行のほうでそういった経済効果を研究するシンクタンクがありますよという話も聞きましたので、そういったのを利用されて、一度経済効果というものを計算してみたらいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 当然、谷内のルートにつきましても、まだ現在、谷内に道路をつくるか、つくらないかという決定が国交省でなされておきませんので、私が軽々しく言うことはできませんが、恐らく今までの例でも現道を拡幅する案、仮に山側を通る案、田んぼの中を通る案とか、複数の案を国交省が示しながら、さっき言われた、いろいろ経済波及効果、シンクタンクなりを利用しながら、当然そういう部分は勘案しながら判断していくことになると思います。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） もう一つの課題として、先ほど部長が言われたようにストロー効果という言葉がありまして、先ほど別の議員の質問で、阿蘇に住んでいて熊本に仕事に行くことができればいいなという話もございましたけれども、逆に今、大津町に住んで阿蘇のほうに仕事に来るという逆効果を生んでいるところもありますので、そこからいくと、どちらかというと谷内ができるよりも先に大津町から北インターまでが先にできて、阿蘇からにすぐ熊本市、大津町、菊陽町方面に仕事に行けるという形ができたほうがいいと思うんですけれども、何かそれがあれば。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 今現在の計画が、当然これは中九州ではありませんが、北側ルートで現在トンネルができております。それと、熊北大津につきましても、後ほどの質問になっておりますが、そこについても計画が進んでおりますので、はるかに谷内よりも熊本市に向かう路線のほうが先行しているような状況です。うまい具合、阿蘇地域につきましては、それを利用しながら、こちらから出ていくのじゃなくて向こうから引き込むような施策を今後、定住促進なども含めながら考えていくべきではないかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） では、大津北インターのことは、後でまた触れますので、3 番目の景観への配慮と文化遺産登録との整合性とはということについて質問いたします。

先日、全員協議会で「阿蘇の景観を守る宣言」について説明があり、今期総務委員会でも風力発電の撤去の目処があれば、世界文化遺産推進に支障がないという答弁もいただきました。そのような中で、高架橋を持つ高速道路はどのような見解になるのか。登録に支障にならないルートづくりの配慮とか、そういった要望とかされていくのか、考えておられるのか。それについてご答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

現在、阿蘇郡市 7 市町村で構成をいたします阿蘇世界文化遺産登録事業推進協議会名で、7 市町村連名になりますけれども、本年の 11 月 12 日に九州地方整備局に対しまして要望書の提出を行っております。要望書の内容につきましては、まだルートあたりは決定してないということですが、中九州横断道路整備事業を含みます公共事業、先ほどから話がありましたように二重峠であったり、滝室坂トンネル、それから国の直轄事業あたりも行われておりますので、そういった部分に係るところの景観の調和に最大限の配慮をいただく。そういったことと、当然法定外の看板等の設置をすることもございますので、そういった場合の情報提供、情報共有をいただくとともに、本協議会との意見交換の場を設けていただくということを要望いたしております。対応いただきました九州地方整備局からは、現在も景観配慮についていろいろと対応いただいておりますということですが、今後も最大限の協力を行うという見解とともに、必要があれば世界遺産登録の会議等にも積極的に参加をしたいという旨のご回答をいただきましたので、熊本県と協議をいたしまして、いろいろ専門会議等が行われておりますので、そういった場面に参加をいただき、情報共有や意見交換の場を調整しているところでございます。

今後も中九州道路に限らず、景観に関しご質問がありましたように、景観の配慮と世界遺産登録等の整合性が図られるよう関係機関との連携を密にしまして進めてきたいということで考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） そうですね、大観峰から見た景観とか、あるいは内牧から阿蘇を眺めたときに目の前に高速道路が走っているとか、あるいは成川あたりが、もし 8m 道路近辺だったら成川あたりは目の前に阿蘇山を見るときに壁のようなものができるとか、そういったことを住民の方が心配している話を聞きます。とにかく世界文化遺産も含めて、景観に配慮するよう要望していただきたいと思いますし、だからといって道路はほしいという思いもございますので、そこら辺りの整合性が取れるようによろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 先ほどから話がありましたように、ルートのほうはまだ決定をしておりますが、今後いろいろ議論される中では、九州地方整備局に要望を挙げたおりに積極的に参加したいというご意見をいただいておりますので、世界遺産登録に向けての会議

の中に積極的に参加をいただきながら、そういった部分の情報共有を図りながら景観への配慮という部分を協議してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それでは、次に移ります。4番ですけれども、これまでの期成会の活動はということで、活動とか今後のことについてもお伺いしたいんですが、これは市長にお尋ねします。これまでの期成会のやりとりとかいろいろございましたと思うんですが、市長としてこの中九州横断道路に掛ける思いがあると思います。そして、構想もありになると思います。そのような中で、中九州横断道路に対する強い思いなどがあると思いますので、市長の思いをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） お答えを申し上げますと、今、経済部長も言いましたし、また教育部長のほうからも申し上げました。大体重複するところが多いんですけれども、やっぱり人口の交流とか、あるいは経済の発展とか、また命の道とか、物流とか、いろんなことがより行き来が多くなってくる。その中でいかに活性化を図っていくかという大事な地点でもあると思っていますし、先ほど経済効果はどうかということがありましたけれども、それはむしろ行政がやることはしっかりとやりますけれども、受動的立場、能動的立場、どちらの立場でこれを活用していくのかということは、各団体と住民の皆さん方の考え方によって、栄えもすれば、あるいは衰えもするということで、すごくこの道路は大事であると思っています。でも、大分と熊本を結ぶ幹線道路ということでもありますし、ちなみに、よく阿蘇市の中も災害等に見舞われます。そうしますと、その代替え道路が必要であるということもすごく大事でありますし、そんなことを思いながら、女性団体の皆さん方も生活に密着をした、暮らしに密着したところでどうしても必要なんだということで前に出て、今、頑張っておられますので、そのことをよく我々一緒になって取り組んでいくことが大事ではないかなということと、やっぱり景観の問題等については、これは先ほど文化遺産がどうのこうのということをおっしゃられましたけれども、文化遺産依然の問題として景観をどのように保ち、やっていくのかということであると思っています。そうしますと、自ずと市民の皆さん方が思っている方向にもいくんではないかということでございます。大体そんなことで、しっかりとこれからも地域の繁栄と、そして両県を結ぶ、より活性化を目指してこれから取り組んでいきたいと。まずは、命の道ということで頑張っていきたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） ご答弁ありがとうございました。私もそういった皆様方、市長もそうですけれども、女性の会の方々の思いとかも受けましてご協力していきたいと思います。

次に移ります。大津町から北インターまでの整備計画はということで、これは具体的にどうなのかという話ではなくて、ある方とこの件について話しているときに、阿蘇の経済効果としては大津北インターが先にできるほうが経済効果が大きいのではないかという意見がありました。谷内はしばらく国道 57 号などを活用しても、熊本大分間の時間的影響は小さいのではないかという意見も聞きました。どちらが先にできるとか、こういったのは決まって

いるのでしょうか。阿蘇から出来て、大津北インターが次に出来るとか、そういった順番とかは決まっているのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

今、期成会の要望としましては、大津熊本市間を先行して要望しております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） そうですか。ルートは、また同じ話になるんだろうと思うんですが、5年か何年前、大分竹田市のほうでこの道路の話し合いがあったときに、九州地方整備局長とお話ししたときに、空港の近くを通したほうがいいんじゃないですかと話したら、空港へはバイパスを引けばいいですから、北インターでいいでしょうという話をされていまして。そういう意味では、今のトンネルを通して北インターのほうにそのままいくのかなと、そう個人的には思っています。空港へはバイパスを引くのかなと、そう思っていますけれども、そういった中で今工事されているんですけれども、今トンネル掘って工事している国道57号に出ますよね、大分側ですね。あれは、どこかインターはできるのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） トンネルを抜けた後。接続部分が大津のミルクロード入口から阿蘇方面への最初の交差点に接続され、そこからまっすぐ行くと二重峠のトンネルということになっております。もう1箇所、林道がございまして、阿蘇方面からトンネルを抜けた後の林道部分に一つできるような話を聞いております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） これについては、横断道路に付随した話になっていくと思うんですが、現在として、大津町の工業団地に仕事で阿蘇市から行くときに、一回国道57号に下りてまた上らんといかんから、今の二重峠のルートをそのまま行っただほうが近いと言われる方もいますので、それは本当かなと思うんですが、できるならあそこら辺りに一回インターがあれば、阿蘇市から仕事に短時間でいけるということが確保できるし、将来的には北インターから大津町までのインターの一つとなりますので、そこら辺りは要望していいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

何かあれば。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 現在、大津町から熊本市間のルートにつきましては、大まかな幅で起点・終点も決まっております。まず、国道325号沿線に杉水公園というのが大津町にございまして、あの付近から九州縦貫自動車道の北熊本スマートインターの南側への接続が決まっております。国道325号から今回の北側復旧ルートの大津側の間はまだルートが決まっておりませんので、これからそういう要望をやっていくとルートが決まっていくのではないかと考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 話のついでで申し訳ないんですが、そこまで阿蘇から通って

いこうとしたときに、どうしても東バイパスに入って熊本の街中に行くのに倍ぐらい時間がかかるんですね。阿蘇市から熊本市までいくのに 1 時間かけていっても、その後 1 時間とか 1 時間半とかかかって、街中に行くのには 2 時間、3 時間かかると。そういう現状に対して、何か機会があったら解決してくれということも阿蘇市のほうから発信していただきたいと思います。

何箇所見があれば、なければ、もうこのまま次に移ります。

あと 10 分ぐらいですので、防災対策に移っていききたいと思います。先日、阿蘇火山防災訓練に参加させていただきました。火山博物館、現場に居ながら見させていただきました、Y o u T u b e 配信も見させていただいたんですが、まずヘリコプターのことについて、ヘリコプターが下りなかったという話と、医療センターで下りるときにすごく砂煙が立って大変だったという話を聞いております。ヘリコプターに対して、救助について対策はどういったことをされていくつもりでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 11 月 26 日に阿蘇火山防災訓練ということで行いました。私、防災協の事務局長の立場、また現地指揮本部にもおりましたので、私のほうから回答させていただきます。

まず、前段ですけれども、通常は噴火警戒レベル 1 の段階で火口見学をしていた、そこで噴火が起こったと、そういったことで訓練をやっておりましたけれども、今年に限っては噴火警戒レベルが 2、概ね 1 km の範囲で規制をしていたにも関わらず、比較的大きな噴火が発生して噴石が山上広場まで飛んで、そこで負傷者が出たと、そういった想定でやっております。気象庁のほうも今、非常に観測態勢しっかりしておりまして、噴火警戒レベルが 1 のときの火口周辺でのそういった災害よりも、考えようによっては噴火警戒レベル 2、比較的大きな噴火が発生して山上広場まで飛んだと、そういったこともあって、今回初めて山上広場でやったところであります。これまで訓練の中では、自衛隊さんのヘリ、県警のヘリ、そして防災消防ヘリ、そういったヘリを駆使してやってきたところでございますけれども、今年度の訓練につきましては、防災消防ヘリのほうをお願いしまして訓練をやっております。一部報道によりますと、火山灰の影響でヘリが下りることができなかった、そういった報道がなされておりますが、正式にはヘリコプターが着陸をする際に下降流が起きて、反対に火山灰を巻き上げた。そのために、視界不良によってヘリが下りることができなかった、そういった状況でございます。救助となりますと、そういったふう to 実際に地上着いて救助する方法もありますが、ある程度の高さでホバリングを行いながら隊員が下りる、それからつり上げる、そういった方法も考えられます。一番いいのは、ヘリが来る前に火山灰が飛ばないように水を持って行って水をまく、そういった方法もあるかもしれませんが、それは非常に私はナンセンスだと考えております。それより前に、救助隊、やるべき仕事、多数ございますので、今回の反省を生かしながら、できる対応、どういった対応ができるのかというのを検証しながら、次の訓練に生かしてまいりたい。訓練でできないことは実際はできませんので、まず各機関、反省を踏まえながら、それを吸収して、私たちとしてもやれること、やれない

ことがございますので、そこはしっかりやっていきたい。私たちの使命は、助かる命をいかに多く助けるか、それが私たちの使命だと考えておりますので、今後、また関係機関との協力をお願いするしか市役所としてはありませんので、そのように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 時間も迫っていますので、簡単にお聞きします。本部で阿蘇無線救護隊の方々がコードを引いてY o u T u b eを配信されていたんですけども、W i - F iにしないと本部があっちこっち移動したときにコードが足りる、足りないとか出てくるし、N T Tは衛星でやったと聞いたんですが、私たちが見る限りではコードも引いてなくそのままおられたもので、コードがなくて通信ができなかったのかなと思いました。それでW i - F iの設置という提案を質問で上げたんですけども、どのようにされていきますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 実際、火山博物館のほう、私どもとしては有事の際の現地指揮本部、そう位置づけを行っているところでございます。情報伝達、非常に大事な手段、情報共有のためにも必要な手段であります。ご意見をいただきましたので、市として何ができるか。ただ、常時そういったW i - F iの設置となってくると、当然メンテナンスとか、ランニングコスト等がかかってきます。私たち、テレワークもありますので、テレワークあたりと相談をしながら、何が一番有益なものとなるか、そこをこれから課題として扱っていきたいと、そう考えます。Y o u T u b eでの配信等がありましたけれども、それはあくまでも広くこういった訓練をやっている、それを知らしめるためのものと私たちは認識をいたしているところでございます。有事の際は、そういったことよりも、まずどうやって人を助けるか、どうやって情報を共有するか、その辺を先ほど申し上げましたけれども、テレワークあたりと相談をしながら、ベストと思われる判断で進めたい、そう考えます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 情報伝達の内容とか、無線救護隊との関係とか、そういったことについては、また次の機会があるときに聞きますので、これで終わりたいと思います。

避難所についてお聞きします。南海トラフ地震の心配がよく聞かれますが、もし地震が発生した場合、自衛隊や発電機は、今回の地震みたいに張り付けではなくて、九州の東側広範囲に張り付けになる可能性が高いと思います。そこで、こちら、阿蘇のほうとしては前回規模の地震があったとき、自分たちで自助・共助の体制、公助の体制の連携を確認して準備しないといけないと思います。それで、まず停電に対する対策をどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

停電に対する対応というようなことでございますけれども、今、阿蘇市のほうが指定避難

所ということで約 40 箇所の指定をしているわけですが、これにつきまして停電対応とできるものにつきましては、阿蘇体育館、こちらのほうは発電または太陽光設備とかいうものがございますが、それ以外のものはございません。実際、それらのものを整備していくとなりますと、やはりランニングコスト、そういったところも考慮する必要がありますし、維持管理という部分も出てまいります。そういったところが確実になれされていないと、いざというときにやはり使える状態でないとそれがしょうがないという形になってまいりますので、そういったところにつきましては、いろんな方策、今、国のほうが国土強靱化ということで緊急 3 箇年計画ということで声を高らかに上げております。そういったところへも財源等措置ができる、使うような形がありましたら、またそういったところで起債の対象事業であったり、そういったもので整備も検討していく必要があるんじゃないかと思いますが、その先のやはり維持管理、そういったところも必要になってまいりますので、また検討しながら配備等、やっていくことができるのか、模索してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。やがて 12 時になりますが、一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） このまま続行します。

谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） あと 1、2 問ぐらいで終わります。

体育館とかで発電設備をしようと思うと、冷暖房も含めてかなりのコストとかなりの規模になります。なかなか難しいと思います。自衛隊が来ないとなると食事の心配もあります。そういったことを考えると、体育館とか大きな指定避難所、小学校とかじゃなくて、各地区、部落の集会所といいますか、公民館といいますか、そういった規模での炊き出し、あるいはそういったところでの発電、先ほど情報の話もありましたけれども、携帯の充電、そういった設備をするのに公民館や集会所に発電機を買いやすいように補助とか、そういった援助をして、そこで何とか自主防災、あるいは自助・共助の体制をつくれるようにしたらいいかかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 先ほども申し上げましたように、やはりそこでの維持管理という形で、地域の方々もそれを月に 1 回のメンテナンス、いざというときに使えるという形が必要でございますので、そういったところを地域の方が維持管理がきちんとできていくということが得られれば、そういった形での整備、またそういったところについても、先ほど申しましたように、国・県とさまざまな国土強靱化ということで事業にメニューも考えられていくような形をおっしゃっておりますので、事業整備ができるような要望等を続けてまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） ありがとうございます。これについては、また自主防災組織を質問するときに深くやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後、阿蘇駅噴水前の防災トイレは、使用可能でしょうか。どう使えばいいのでしょうか。誰が、どのようにして使う状態になるのでしょうか。それだけ質問します。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 阿蘇駅前の噴水広場の防災トイレになります。公園については、田園空間博物館さんのほうに指定管理者ということで今管理を委託しております。平常時は2基、椅子の状態です。いざ、有事の際については、そのベンチに簡易テントを張りまして、蓋を外すとトイレになるという形で、熊本地震の際にも設置はしてあります。ただ、なかなか簡易テントということもありまして、強風等に少し弱いという部分がありまして、なかなか利用が少なかったように話を聞いております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） これ、最初設置してなくて、私、近くだからわかるんですけども、最初設置してなくて、バキュームカーで一度水をくみ上げないとできないから設置はできませんと聞いたんですが、それは違う情報ということでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 便槽自体が汲み取り型になっておりまして、1基の便槽が大体590ℓということで、雨の関係で中に少し溜まっていたというのがありましたので、バキュームで汲み取りをしたという形は聞いております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それについても、また今後、防災関係とか、そういったことを聞くときにまた深く聞きます。

今日はこれで終わらせていただきます。長い間、どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 8番議員、谷崎利浩君の一般質問が終わりました。

午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） これでは、午後1時から再開いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（湯浅正司君） それでは、これより午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

19番議員、河崎徳雄君の一般質問を許します。

○19番（河崎徳雄君） 19番議員、河崎でございます。午後の一番でございますから、よろしく願いいたします。

まず、火山灰について質問いたしますけれども、総務課にお尋ねいたします。

まず阿蘇火山の噴火、降灰が毎日続いております。9月議会でも一般質問をいたしました。本議会でも、全員協議会で状況報告がありました。重なることもあると思いますけれども、住民の生活の不安、農家の心配の声がたくさんあり、このたびもまた質問をいたしますので、

よろしくお願い申し上げます。

まず、総務課ですけれども、現時点での阿蘇火山の活動状況と降灰状況を、最新の情報があつたらお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今のご質問でございますけれども、火山の活動状況ということで、これにつきましては本年の4月14日に噴火警戒レベル2に引き上げられまして、その後、ずっと活動は高まった状態が続いているというところで、先般にはいったん、今はレベル2なのですが、レベル3への引き上げ、これもややもするとなるのではないかといいところもありましたが、今はその部分についてはいったん落ち着いているという状況にあるというところでございます。全員協議会のほうでご報告させていただいておりますように、阿蘇市内の4箇所、こちらのほうで降灰量の調査をしております。市役所の本庁が198.3gですね、㎡当たり。それから、波野のほうで、波野保健福祉センターのほうで取っておりますが、こちらのほうが㎡当たり67.5g、一番近い阿蘇医療センター、こちらのほうですと379.1g、阿蘇西小学校については88.3gというような状況でございました。これを先だつての全員協議会において報告させていただいたところですが、これ10月まででございました。11月、この時点の数字を住環境課のほうから預かっておりますが、こちらのほうがひと月で11月時点で阿蘇市本庁舎は79.1g、それから波野のほうで20.8g、阿蘇医療センターのほうで164.1g、阿蘇西小学校で168.3gということで、やはり11月も多い状況が続いているということが数字上も示されておるという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 一番多い医療センター付近で、トータル的に543gということでございます。これが最新の情報だと思いますけれども、9月議会で市長の諸般の報告もありました。日常生活や各産業への影響も危惧され、注視しながら関係機関と連携をし、対応します。また、部長の答えて、情報収集を進めたいとの答弁がありました。現時点での状況と申しますか、市政報告会もありました。市長からもありましたけれども、現段階での検討・対策とか、住民・区長さんあたりの質疑はどのようなものがあつたのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 総務課のほうでは、住民の方々、特に区長さんをはじめとして地域のほうからということで、特段人的な被害であつたり、そういったところについてはお話はあつてないところなのですが、一部では過去に降り積もった火山灰のほうで車両が通ることでもた再度巻き上がるとかということで、水を撒いた方がいいんじゃないかとかいうお声もあつてきておるところですけれども、幸いなことに火山灰が積もった後にある程度強めの雨が降ることによって、そこは押し流されているということで、それがずっと継続して地域に残るところではなかったために、そういったところまでお話は来ていないというところでございます。

また、火山灰の除去作業、これに必要となります機材につきましては、手押し式のスqueeper、それから溝さらえ用のスコップ、こちらのほうを総務課のほうで確保しておりまして、

こういったものの対応ができるように、平成 27 年、28 年と対策を行ってきた中で、それらを準備しておりますので、117 行政区、こちらのほうの区長さん方にはそういったものを準備しておりますので、地域の方々、そういった活動が必要な際には市のほうに申し出ていただきますと、これらを貸与させていただきますのでというご案内もさせていただいているところでございます。

農政等の関係につきましては、また担当部署のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 対策についての状況でございましょうか。現状につきましては、全般の機械買い換え時に全員協議会のほうで現状の報告をさせていただいております。主な主要農産物、トマト、それからアスパラガスの施設園芸については、ほぼ収穫が終了いたしております。販売額、収量等、JA 等から聞いておりますけれども、売り上げまた収量等の落ち込みはないということで聞いております。

今後、懸念されるのが、やはり施設園芸についてはイチゴでございまして。イチゴについては、これから出荷が本格的に始まるわけでございますので、施設の構造上、連棟ハウスが多く導入されておまして、谷部にやはり火山灰等が蓄積するということで、そういう除去作業が、いわゆるイチゴの栽培時間外にそういう作業が伴うということで、非常に労力的にも増加していくということで、生産者のほうからは懸念の声を聞いております。

また、露地野菜につきましては、11 月に播種が終わっております大麦でございまして。こちらについても播種したばかりでございまして、今後、火山灰の影響等があれば、来春の収穫量等に影響が懸念されているような状況でございまして。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 農政課については、また後で質問いたしますので。

以上、説明がありましたように、7 月から 8 月、現在まで毎日火山灰が降っております。そういう中で、資料を配布しておりますけれども、これは山田です。山田が一時的にこのような状況ですけれども、そういう器具あたり、洗浄機あたりの導入と、自然の雨で落ちているというのも事実です。

そういう中ですけれども、もう皆さん方も、議員の方々も体験されていると思いますけれども、自動車の洗車も大変だろうと思っております。そういう中で、教育課あたりにもお尋ねしますけれども、子ども、学校・保育園等の降灰による支障の防止の軽減策という事業があるようでございます。以前は、今年もそうかもしれませんけれども、高森町あたりが対応されておりますけれども、財源が寄附金だそうです。寄附で、町単独の事業でやられているそうですけれども、本来ならば事業でもあります。事業でもありますけれども、今のところ、事業が認められませんので、例えばの話ですけれども、ふるさと納税あたりを活用するのも一つの方法じゃなかろうかと。私も先般、議長、副議長で都城のほうにふるさと納税の研修に行きました。返礼品あたりの活用は、もう産業の育成でももちろん必要だと思いますけれども、阿蘇市も 1 億 5,000 万円前後ありますけれども、それを活用した、そういった子どもとか困

ったものの支援対策あたりも対応できるとじゃなかろうかと思っておりますので、まず、子どもの安全対策とか、降灰防止軽減策を総務課と教育委員会にお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

ちょっと現状と対策をご報告いたしたいと思います。学校のほうでは、夏場に影響があったわけでございますけれども、水泳の授業に支障をきたして、教職員で対応したということでございます。降灰対策としましては、マスクを、大小ありますけれども、2箱を8校に配ったということでございます。現在、先ほど高森町の例がございましたけれども、補助金にしましては、この要件にはまだまだ当てはまらない部分がございます、先ほど提案がありましたふるさと納税ということもありましたが、所管課ではありませんので、できるかどうか、所管課と協議をして対応してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） そういう事業等が導入されればいいんですけども、そういうことで、まだまだ降灰が続くと思いますけれども、市あたりでも内部で検討はしていただきたいと思います。

以上をもって、教育委員会は終わります。

教育委員会の質問はこれで終わりますけれども、一番肝心なのは農政課にお尋ねいたしますけれども、先般、地域振興局のほうでJ Aの職員と市役所の職員で意見交換会というよりも協議会がなされておりますけれども、どのような目的で、どのようなことを話し合われたのかを、まずお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今、議員のほうからご質問がありましたけれども、先般11月、先月でございますけれども、阿蘇地域管内の市町村の担当者、J Aの営農部、それから振興局、県の本庁からお越しになりまして、降灰対策の単県事業、国庫事業のメニューの説明をいただいたところでございます。また、それぞれの各市町村の現状と今後の課題、また生産者の要望等をそれぞれの市町村から発表されたということで聞いておりますけれども、現状的にはどこの市町村においても共通の課題ということで、被覆材等の更新の声が大きかったということで聞いておるところでございます。

また、今後の事業の採択に向けまして今一番懸念されているのが、やはりその採択基準ということで、非常にレベルの高い、ハードルの高い基準でございますので、そういった基準の引き下げあたりの意見もあったということで担当のほうから聞いておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） ただ今地域振興局であった会議の模様を説明してもらいましたけれども、J Aのほうも園芸部会の職員が参加しております。しかし、園芸部会の方々が、やっぱり農業を全体的な実態の報告はなかったように私は資料あたりで確認をいたします。そういうことで、いろいろ採択基準はありますけれども、そういう採択基準に通れば、防災営

農整備事業とかあります。この資料を配っておりますけれども、この裏に桜島・霧島・阿蘇のこういう火山対策事業もあります。そういうことで、事業もたくさんあります。今、熊本県が対応しておりますNN事業ですか、それあたりも今、県も対策を策定中でございます。その中にも、基準が合えば事業に載るとじゃなかろうかと私なりには判断をいたします。そういうことで、この防災対策事業ですね、この事業がここに3つありますけれども、この事業3つの他は、採択基準が合えばこういうものがあるんだという事業を説明していただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今、議員が手持ちでお持ちの部分が県のほうから配布された資料だと思っております。これについては、国庫補助事業ということで、補助率が2分の1、一部55%の補助率もございまして、自然特殊自然災害対策施設緊急整備事業ということで、こちらのほうも洗浄用施設でありますとか、畜産関係の飼料作物収穫用調整機械、いわゆるローラーの導入でありますとか、用水確保対策等に対する支援ということで設けられている事業でございます。また、農村地域防災・減災事業ということで、今議員おっしゃいましたNN事業、農業農村整備事業でございますけれども、のうちの農地保全整備事業ということで、こちらのほうも同じく被覆施設、また先ほど申しました被覆資材、ビニールでございますけれども、その更新がこちらの事業で対応できるということで聞いておるところでございます。要件につきましては、ハウス、ビニールの光線透過率が70%を下回った場合、これについてはそれぞれのハウス一個一個の調査を透過測定器を用いまして測定を行って判断するという非常に作業もございまして、なおかつ1年間の、平年3箇年の平均の地域の主要農産物、対象農産物の平均販売額に対しまして、降灰によって被害が出た額でございますけれども、損失額を差し引いた割合が10%以上になった場合にこういった国庫事業が採択を受けられるということでございますので、今現在、管内の園芸農家、また耕種農家のほうに出向きまして状況の把握、また写真の撮影でありますとか、いつでも補助事業に対応できるような準備を現在させていただいているような状況でございます。

それから、農山漁村地域整備事業交付金といったものも、同じく被覆施設の導入あたりもメニューとして盛り込まれているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 今、いろいろな事業説明がありましたけれども、活動火山営農防災対策事業の中でもありますけれども、その中に私なりに判断するのは、今回の9月の測定ではpHが5.5とか5.いくつとか書いてありますけれども、本来ならば火山灰というのは4点台というのが普通でございます。4点台で土壌改良材の散布の要件には一つクリアするわけですね、4点台であれば。そういうことも含めまして、今、作況指数で新聞で話題になっておりますけれども、今、阿蘇市は91ということで、ものすごい凶作に等しいものでございます。平成になってからは、一番の不作じゃなかろうかと。私も平成6年の不作の状況も知っておりますけれども、あのときは農家にすればコシヒカリが1俵2万4,000〜5,000円したんですよ。それと、共済が来たわけですね。今よりもずっとよかったわけですよ。今回

の 91 というのは、表向きは言われますけれども、日照不足等はもちろんあったと思います。例のごとく、米の出穂期は盆過ぎでございますけれども、盆を挟んで、盆前から日照不足もありました。確かに日照不足もあったと思いますけれども、この火山の噴火もずっと続いております。これただ単純に日照不足ばかりじゃなくて、やっぱり火山の噴火ガスあたりの影響もあるとじゃなかろうかと私なりに、私も農家、50 数年、稲作農家もしておりますけれども、私なりの体験によると、やっぱり火山灰の影響もあるなど、そうっております。そういうことも含めて、こういう降灰対策事業の要望をする場合には、そのあたりも検討していただきたいと思います。阿蘇市の中でもいいところはやっぱり反当たり 7 俵近くあるところもあります。黒川地区とかあっちに行けば 5 俵弱というところもあります。これは、単なる日照不足ばかりじゃなくて、やっぱり火山の影響があるとじゃなかろうかと思っておりますので、そのあたりも検討していただきたいと思います。

そういう中ですけれども、いろいろ状況は、先ほども部長、課長あたりから出ますけれども、要は、課題は、事業の採択基準がやっぱりクリアいたしません。そこで、基準緩和を要請するのが一番じゃなかろうかと。9 月議会でも言いました。そういうことで、市長、ぜひ要件緩和あたりを再度強く県あたりに申し入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今、議員がおっしゃったとおりだと思っております。

ちなみに、こちらの行動として、今、農政課長が言いましたけれども、少し付け加えますと、ちょうど今年に入って小規模噴火を起こして、その後、農林水産省の防災課長にもお会いをして話をしておきました。それと同時に、今度はちょうど 3 週間前だったと思いますけれども、国道 57 号のことで陳情に上がりまして、ちなみに我々みんなと一緒に陳情して要望して歩きますけれども、平成 24 年の水害以降、中央に行つてのそういう災害のときはすべて阿蘇市の例の防災服を着て、いつもあっちこっち、霞ヶ関は歩いておる。そんな中で財務省の要望活動が終わって、その後、農水のほうの防災課長のところにもおじゃまをしてまいりました。非常に火山灰の影響が厳しくなってきた。熊本県のほうから何らかの連絡なり、情報なり入っていますでしょうかと言ったら、「いや、まだ入っておりません」ということでしたので、防災課長のほうに今度は私のほうから、それじゃ課長のほうからひとつ熊本県のほうに連絡して、どういう状態になつとるのかということをまず確認をしながら、やっぱり国も非常に心配しておるということをちゃんと示してほしいということを申し上げたところでもありますけれども、そんな中で、規制緩和というのはすごく大事なことだと思います。先ほどの答弁でもありましたように、平成 27 年、28 年ですか、非常に火山灰による被害もありました。そのときにいろんな制度というのを活用させていただきましたけれども、私も県のほうにお願いをしっかりとしますと、基準にまだ満たしてないと。でも基準に満たさないけれども、阿蘇地域は火山灰の影響によってどれだけ営農というものが被害を受けておるのかという特異な地域であるんだから、それはしっかりと緩和をしながら、積年のそういう火山灰が堆積をしたところで、例えばビニールハウスにしても相当劣化しているはずだと。

だからそれを年明けて、その基準によりやく達したから制度を活用しますというんじゃなくて既にそういうことで営農ができない状態に、いつ、どうなるかわからないから、何としてでも早く前倒しにできることはやってほしいということは、他のことについてもお願いをしているところであります。今後、更にそういう意味で農家が安心して営農活動ができるように、規制緩和等もお願いをしていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 市長のほうから心強いご答弁がありましたけれども、市長の今の答えの中に、私も全く同感するところがあります。農協も、農家の実態を知って、JAもこの阿蘇市なり、県あたりに協議会はなされておりますけれども、被害の実態あたりを報告しておりません。地域振興局から県にも上がっておりませんので、県本部とすれば被害の状況はないという判断でも仕方ないとじゃなかろうかと、そう思っております。先ほど課長が説明しましたこの事業の説明にしても、県のほうから逆に農協に要望があっているんですね。農協から要望があった協議会じゃないわけですよ、正式に言えば。JAの要請は阿蘇市じゃなくて県に被害の状況を調査してくださいというような要望ですね。こんな要望の仕方があるかと私は思うわけですね。そういうことで、私は農協の役員あたりと直接接しませんが、農家、組合員はよく接します。よく聞きますけれども、各部会、いろいろな部会長がおりますけれども、そのあたりと市が意見交換会をぜひ、農家の方々もやりたいというわけですね。窓口はJAを通してやりますけれども、JA阿蘇の各部会の方々と市の行政と農政を中心に意見交換会、そういう被害の実態あたりをお聞きする機会を得たいと思いますので、よろしくお願いします。まさしく市長が言われたように、県はそのような解釈しかしておりません。農家の声を農協と行政と一緒に伝えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、まずそういう機会がなかなか現在まで取れてないということで、関係する会議等で、先ほど説明したのは担当者レベルの会議でございまして、いわゆるJA、それから畜産関係にも当然影響はしてくるわけでございますので、そういう畜産関係団体等々のあらゆる農林関係の被害が想定される諸団体を含めたそういう連絡会議あたりを、できましたら早急に呼びかけをいたしまして、実施に向けて対応をしてまいりたいと思っております。

また、できる限り、被害的には、先ほど議員がおっしゃったとおりでございますけれども、なかなか目に見えない被害も当然あるわけでございまして、中にはイメージ的な部分で阿蘇の産品の単価が市場段階で抑えられるという声もちょっと聞いておりますので、そういう懸念を払拭するためにも、またその生産者の営農意欲を低下させないためにも、そういう対策を早めに対応させていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 今、課長からお答えいただきましたけれども、園芸農家ばかりじ

やなくて、耕種農家、農家の方々と、そういう畜産農家も含めまして、そういう情報を共有するためにそういう会を開いていただきたいと思いますけれども、ぜひ市長にも再度そういう農家の声がまだ行政に届いていないのが、実態はそうでございます。そういうことで、どうしてもやっぱり採択基準に合わないというときには、再度県あたりに強く採択の見直しあたりを、阿蘇郡市一緒になって要望をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問は終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 19 番議員、河崎徳雄君の一般質問は終わりました。

続きまして、9 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番議員、園田でございます。今日は最後の一般質問になります。45 分間、しっかりとお付き合いを願いたいと思っております。

それでは、通告書に従いまして一般質問を進めさせていただきます。

まず最初に、2025 年問題、後期高齢者に団塊の世代が 75 歳以上になるという年でございます。もう皆さんもご存じのように、団塊の世代とは、第 1 次ベビーブーム、昭和 22 年から 23、24 年、この 3 箇年に生まれた方々のことでございます。昭和 22 年は 267 万人、23 年が 268 万人、24 年が 269 万人という出生数になっております。議員の方も半分からこちらに 3 名ほど、半分からこちらに 2 名ほど、また市長のほうも 24 年生まれということで、しっかりと団塊の世代ではないかなと思っております。

私も今年の 4 月から広域連合のほうの議員として、熊本県のほうの議会には出席しているところでございます。その中でも、この後期高齢者の医療費の問題は非常に重要な問題として捉えられております。逆に、出生数を見えますと、平成 30 年度の出生数は 91 万人です。ここ 3 年間 100 万人を割っているというところでございます。片や志望者数を見ると 136 万人、これは戦後最多、自然減数からいうと 44 万人という過去最多の減少幅となっております。

熊本県のほうに目を向けてみますと、平成 30 年度の熊本県の後期高齢者数は 27 万 9,000 人、医療費の総額は 2,962 億円でございます。阿蘇市のほうの現状を見えますと平成 30 年度の阿蘇市後期高齢者数は 5,529 名でございます。市の人口の約 2 割というところでございます。医療費は、総額 61 億 6,200 万円、阿蘇市の医療だけでもかかっております。75 歳以上 1 人当たりの医療費は 114 万 4,000 円、県下の上位から 5 番目でございます。参考までに、平成 20 年も約 10 年前を見えますと、医療費は 51 億 6,200 万円、ちょうど 10 億円の減ですね。1 人当たりも 102 万 1,000 円ということで、この年は県下上位から 3 番目となっております。この後期高齢者、広域連合が今運営しておりますけれども、阿蘇市のほうの後期高齢者医療連合への負担金は、一般会計と特別会計があります。これ合わせて 8 億 6,000 万円ぐらいの負担をしているところでございます。今後、阿蘇市の 2025 年のときの 75 歳以上の人口と医療費の総額、そのあたりの予想というのはほけん課のほうではできていますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今のご質問にお答えいたします。

2025 年の人口につきましては、2028 年でよろしいですか。2028 年が 75 歳以上のピークを迎えます。5,730 人になると見込んでおります。ちなみに 65 歳以上のピークが 2020 年、来年迎えまして 9,800 人ということになっております。医療費につきましては、毎年 2%程度ずつ上昇しておりますので、平成 30 年が 61 億円としましたならば、2025 年時点で 67 から 68 億円程度と見込んでいるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） ほけん課のほうも、この医療費の抑制に向けていろんな施策を打っておられますけれども、私たちもスポーツクラブ関連でサロン事業あたりですとか、そういうところにクラブマネージャーと、私も同行して行っております。そういうところで、健康増進もつながるし、顔見知りになってコミュニティの場にもなっているとは思いますが、しかしながら、今、課長が言われましたように、5 年後は今の 61 億円から大体 66 億～67 億円ぐらいになるというところですので、いろんな施策をやりながら医療費の抑制にはしっかりと取り組んでこられているとは思いますが、介護度がやはり上がるにつれて、例えば寝たきりの人を起こして体操するわけにもいかなくて、その介護になる前の段階の施策が大変重要なことだと思っております。現在の方法で、どうですか。医療費が抑えられると、課長のほうの見解はいかがですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 阿蘇市としましても、様々な健康推進事業に取り組んでいるところでございます。特に、やはり後期の方々については健診受診率が低うございます。今現在、平成 30 年度で 17%ということになっております。891 人の方に受診をいただいているというところで、ちなみに熊本県の平均が 15%ということです。これは、やはり高齢者の方々は普段医療機関にかかっておられますので、そういった影響があるのかなと考えております。やはり多くの方に健診を受診していただいて、健康リスクのある方に対する直接の保健指導、保健師が外向いて保健指導をすることで早期治療、重症化予防を図ることで医療費抑制を達成したいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 今、ほけん課のほうで特に目玉としてやっているようなことはどういうことを施策としてやっておられますか。また、新しい何かこういう事業をやってみたらという案がございますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 社会保障については全国的な問題だということで、政府のほうも人生百年時代を見据えた一億総活躍社会を目指しておりまして、これにつきましては健康寿命を伸ばしていこうという取り組みが求められております。今年 5 月にいろいろな法律改正が行われております。高齢者の医療の確保に関する法律あるいは国民健康保険法、介護保険法の改正が行われまして、高齢者の方々の保健事業と介護保険の予防事業を一体的に実

施していこうという取り組みが求められております。これにつきましては、具体的な事業実施については、この 10 月にガイドラインが示されたところで、来年度からになります、市町村が主体的に、市町村の保健師が中心となりまして、そういった後期高齢と後期になる以前の国保の健診情報あるいは介護保険情報などを活用しながら、栄養指導や保健指導を実施していくといった取り組みが求められております。併せて、やはり元気な高齢者を対象としましたサロン活動や、あるいは、はつらつセミナーあたりを今実施しております。そういった通い場への関与も深めていきながら、やはり高齢者の方々の運動の習慣化、これを図ることで、フレイル状態になりやすい高齢者の方々の身体的・精神的な状態の改善につなげていこうと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） ほけん課としてはそういうところをしっかりと力を入れていただいて、包括支援センターですかね、ああいうところは、今、課長が言われました保健師さんなどをしっかりと利用していただいて、医療費の抑制にしっかりと力を入れていってほしいなと思っております。市長でありますとか、うちの方々もまだまだ元気ですので、後期高齢者になられても医療費のかかるような健康状態ではないと思いますけれども、やっぱりこういう元気な方を手本として、しっかりと予防をしていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

それでは、続きまして 2 番目のほうの一般質問に移らせていただきます。令和元年の 4 月から入管法改正ということで、外国人の就労者が増える可能性が出てきております。現在の阿蘇市内を見ますと、外国人の方がよく自転車に乗って移動をされていたり、農家のほうの手伝いをされていたりしております。今回の入管法の改正は、これと全く別物でありまして、4 月から実施されていますのは認定技能という制度を持ち込むというところでございます。今までいらしたのは、これはすべて平成 5 年に導入されました技能実習制度によって阿蘇市のほうに入ってきていの方々だと思っております。現在、日本にはすべての外国人の在留者 270 万人と言われております。現在、技能実習生として阿蘇市に住民登録をなさっている方、男女何名ぐらいいるのか。それと、国別でいいますと、この技能実習生ではベトナム、中国、フィリピンといった順番になっているようですけれども、阿蘇市の現状はどういう現状になっていますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 市民課のほうで転入の手続きを取られますので、そこで知り得る限りの情報でございますが、お答えさせていただきます。

まず、今、議員が言われました改正のほうでございますけれども、これは日本の深刻な人手不足に対応するために今年の 4 月から、例えば建設業、それから宿泊業、介護、農業、漁業、それらを含む 14 種の業種において、相当程度の知識または経験を必要とする技能と認められる業務に従事する特定技能 1 号、それから、建設、造船・舶用工業の 2 つの業種で、特に熟練した技能を要するものに対して、家族の帯同、それから在留期間の更新等が可能であります特定技能 2 号というのが新しく在留資格として新設をされています。

今、お尋ねなのが技能実習生のことということですので、阿蘇市の現状といたしましては、一番新しい情報で 12 月 4 日現在、全部の在留資格をお持ちで登録をされている方は 454 世帯、457 名でございます。そのうち、技能実習生、技能実習は 1 号から 3 号までございまして、1 号が 156 名、技能実習の 2 号が 144 名、それから 3 号が 20 名、合計で 320 名でございます。ですから、これは全部の在留資格者 457 名にいたしますと、約 70%に相当するというのが阿蘇市の現状でございます。

それから、先ほど出ました特定技能はまたちょっと別になります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 技能実習制度に関しては、これは農政課のほうに取りまとめて窓口になっていると思いますけれども、この 457 名の中の内訳というのが、例えば農政関係でありますとか、その各課で該当する課で人数が違うと思うんですけれども、まず農政課から何人ぐらいの方がいらっしゃいますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

技能実習制度に係る管内実習生の数でございますけれども、こちらは J A のほうに確認をいたしております。カンボジアが 79 名でございます。中国が 3 名、合計の 82 名でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） これは、一般に農業のハウス農家だとか、農業に従事する方々がこの 82 名ということですね。それと、例えば、すみません、教育課で A L T の先生あたりはどの職種に入るわけですか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 教育課ということでしたが、転入の手続きの際に市民課のほうで把握しておりますので、A L T の方は在留資格としては教育分野ということで 4 名の在留資格をお持ち方が該当になるかと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） これは全然実習生とは関係ない制度ということですか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 先ほど私が 320 名と申し上げました技能実習生とは、全く別の在留資格でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 課長、この 450 名と 320 名のこの差は何になるわけですか

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 在留資格には 20 種類ございまして、分かれておりますので、その合計が 457 名でございまして、先ほどお尋ねの農業がもちろん多いかと思いますが、技能実習生の合計は 320 名で、その他のいろんな在留資格をお持ちの方の合計が 457 名になります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 実は、つい最近、親戚のあれで福岡のほうの介護施設に行ったんですけれども、そしたら中のヘルパーさん、介護される方がフィリピンの方が何名かいらしたのをちょっとお見かけして、日本語もきちんとできて、ああ、やはりこういう外国からの就労者の方が来ているんだなというのをちょっと感じたんですけれども、今、阿蘇市でそういう方がいらっしゃいますか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 市民課のほうで持ち合わせている情報では、いらっしゃらないのではないかと思います。もし介護分野のほうでももう少し詳しい情報があれば、ほけん課のほうがよろしいかと思います。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 技能実習生につきましては、労働力としては利用してはならないというのがあります。発展途上国の経済発展のために日本に来て技術を取得して帰られるといった方がいらっしゃるんだと思います。今回の入管難民法は、単純に人手不足を補う労働力として雇いますので、日本語の能力とか、技能の試験を受けた方々が派遣されてくるということになります。技能実習生、阿蘇管内でいらしたとしてもお一人というのを以前ちょっと聞いたことはあります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） この技能実習生の制度にしても、今度新しく入管法が改正になった特定技能のこの制度にしても、結局こっちでこういう方がほしいというのをどこか窓口に掲げかければ、そこから技能実習生なり、今度の新しく入管法が改正になった、その制度で、どこかが見つけてくるという形なんですか。それとも、単なる向こうから日本に来たいというところに来て、その先を見つけるということになりますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 直接の担当じゃないんですが、受入機関として特定技能所属の機関、例えば介護なら厚労省あたりになるんですかね、監督の受入機関がそういった業種の派遣元となり派遣先へ派遣するといった派遣形態だったのではないかなと記憶しております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 農業関係はJ Aが窓口になっていると思いますけれども、農政関係はどんな形になっていますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 技能実習制度に係ります派遣先の農家と申しましょうか、実際受け入れられる農家でございますけれども、カンボジアならカンボジアに出向かれて、実際面接をされる農家の方もいらっしゃいますし、中にはJ Aと国とのマッチングをされるような機関があるようでございますので、そっちのほうで派遣の調整をされているということは聞いてございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ということは、阿蘇市内でこういった職種の外国人の労働者がほしいということで受け入れると、そういう認識でよろしいですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 直接受入農家が面接にあたられますので、当然その技能でありますとか、日本語等々の部分を面接により確認をされて採用されるといったところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） はい、わかりました。ありがとうございました。

そこで、入管法が今度変わるわけですが、特定技能については1号、2号と2種類あるということで、相当程度の知識と経験をもっておられる最長5年間就労できるとされる特定技能の1号、それと、より高度な試験に合格して熟練した技能を持つ外国人の特定技能2号があるわけでありまして。2号のほうは就労機関が1年から3年というところで、更新の審査を受けると、もうずっと継続して日本に滞在ができとなっております。この1号は、5年間ということですが、やはり何か審査を受ければそのまま継続して特定技能1号の人も日本に在留できるということよろしいですか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 特定2の1号につきましては、今言われましたように最長で5年、更新は不可と聞いておりますが、まだ実際、特定技能の2号のほうはこれからではないかと聞いておりますので、将来的にはちょっと今の段階では市民課サイドでは詳しくわかりません。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） わかりました。

それでは、人数ですが、特定技能の1号に関しては、阿蘇市に何人か滞在されているわけですか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 阿蘇市おきましては、12月4日現在ですが、特定技能1号は11名いらっしゃいまして、すべて国籍はカンボジアの方でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） わかりました。特定技能2号のほうは、今のところは0ということですかね。特定技能2号のほうは、今度は家族なんかの帯同もできるという制度になっていると思います。例えばそういう家族が帯同してきた場合、国民健康保険税や所得税、年金、こういった税の制度に関してはどういった取り扱いになりますか。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

外国人就労者の課税につきましては、日本国内に居住して所得のある方は、国籍に関わらず日本人の方と同様に所得税・住民税の申告納税の義務がございます。このため、入国直後

に本市へ転入された場合には、税務課窓口におきまして住民税申告を受付後、課税をしております。国民健康保険が必要であれば、その課税をもって国保の資格を取得していただくということになっております。ちなみに2年目以降は源泉徴収票が事業所の方から出てくるとか、あと住民税の申告によりまして、また引き続き課税をするということになっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） これは、少し前に聞いた話なんですけれども、やはり前少し滞納者の外国人の方もいらしたという話も聞いておりますので、そのあたりはしっかりと目を光らせてチェックをしていただきたいなと思っております。

それと、例えば子どもができたり、子どもを学校にやったりというところで、子どものほうの児童手当でありますとか乳幼児手当、こういったところの支払いも全然日本の方と変わらないような扱いになりますか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

外国人の方でも本市に住民票があれば、児童手当、子どもの医療助成などの社会保障や助成事業、そういったものを受給することが可能になります。また、保育の必要性というものが認められれば、保育園等の利用もできるということで、通常の市民としての取り扱いの制度になっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、ありがとうございました。もうほとんど、だから日本人と全然変わらない扱いになるということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

やはり日本の少子高齢化の中で、どうしても不可欠になってくるのがこの外国人の労働者の労働力かなと思っております。大変阿蘇市にも技能実習生あたりの外国人が入ってきております。やはり地域とのコミュニティといいますか、いつも顔を合わせてないとちょっとわからないところもあるので、少し恐怖感を持っている市民もいるのは、そういう話を聞いております。今後、こういう地域住民との交流会などの機会を重要に見らんといかんと思っておりますが、市としてはこういうところで何か対策はありますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の質問にお答えいたします。

教育課でございます。一応、スポーツを通しての交流が一番ではないかと教育課は思っております。教育課におきまして、社会体育といたしまして毎年市民スポーツ大会を行っておりますけれども、今年私も参加させていただきましたけれども、その場におきましては、外国人の会社のほうから多数参加をいただいて、和気あいあいとした大会を盛り上げていただいたということでございます。学校においても英会話の授業に招いたりとか、料理教室をしたり、交流を深めているところです。今後においても、学校でコミュニティスクールというのをやっておりますので、その中で活用して地域間交流を検討してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君）　そうですね。昨年も、私もスポーツ大会に出たときに、相手方のチームで外国人の方と一緒にあったんですけども、やはりああいう交流というのは非常に大事なところかなと思っております。教育課では教育課でそういう交流の場をつくってあげることも大切だと思います。農政課も手が挙がっていますので、課長、どうぞ。

○議長（湯浅正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　農政関係でございますけれども、JAが現在、事務局となりまして、県の農業外国人材受入体制整備事業という事業を活用いたしまして、特定技能生を受け入れる体制づくり、また環境整備ということで、現在、市役所の横でございますけれども、マルエ衣料店の道向かいに、JAの施設を改築いたしまして、現在、特定技能生の受入宿舎ということでそういった環境整備。また、相談対応ということで支援を協議会という形で構成をいたしまして、県・市、それからJAで協議会を設けまして支援を行っている状況でございます。

また、労働力不足を解消するだけではなくて、今回のその事業活用によりまして、外国人材が阿蘇市に来たいような、外国人に選ばれるような魅力のある地域づくりということで現在取り組みをやっているところでございます。

また、受け入れした特定技能外国人でございますけれども、現在9名カンボジアの方を受け入れし、来年3月末までに合わせて20名を受けるとということで計画をしているところでございますけれども、全体的な研修といたしまして、3箇月おきに日本文化等について研修会の開催を予定しておりまして、JA主催のイベントでありますとか、地域の祭りへの参画を促すなど、地域住民との交流を今後積極的に図っていくような計画を持っているところでございます。

○議長（湯浅正司君）　園田浩文君。

○9番（園田浩文君）　国がこういった労働力不足に外国人を起用するとしっかりと舵を切っていますので、今後はどうしても大事な人材かなと思っております。来年度とは、2020年は阿蘇市にとっても国道57号の現道、北側復旧ルートが開通します。JRも通ります。グローバルな、阿蘇市にとって観光あたりもしっかりと力を入れていただいて、こういう外国人の労働者を起用できるところはしっかりと起用していただきたいなと思います。今後は、福祉、そういったところも活用がなるのではないかなと予想しております。建設の部門も、今年度は32名の実習生もいるようでございますので、しっかりと活用のほうをしていただきたいなと思います。いつも市長もあいさつの中で、一発目はいつも「Welcome to ASO-city」といったようなところであいさつが始まります。市長、今後外国人の受け入れに関してどういった考えをお持ちですか。

○議長（湯浅正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　もう園田議員が今言われたとおりだと思っておりますけれども、やっぱりせっかく海外から来られるということで、相互交流をより深めて、お互いがお互いを理解し合う。その中でお互いの国の文化と言葉も理解をし、学び会えることができると思っております。それが将来にわたってのグローバル化にも、より深さを増してくるのだと思

ておりますし、特に子どもたちがちょうど小学校から英語という語学のそういう世界には入ってまいりました。そうしますと、そういう方々が増えてくることによって、より自分の学んだことをその中でわざわざ遠くに行かなくても実践ができるということだと、またいろんな意味で勉強するということも楽しくなると思っておりますので、やはりお互いが理解をしようという、お互いが交流し合うということで、自分のレベルも上がってくるであろうし、地域のレベルも上がっていくと思っておりますので、これからはしっかりと、まずそうは言うものの、受入側の我々のほうから一歩踏み出して、そういう手を握っていくという心構えというのが必要ではないかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入っていきます。ご存じのマイナンバーカードです。執行部のほうで、まだ持っていらない方は手を挙げてみてください。さすがに皆さんつくっておられますね。議員の方はどうですか。もう8割方はつくっているということでございますので、大丈夫かなと思っております。

現在の阿蘇市の交付の状況は、市民課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 市民課のほうでマイナンバーカードの交付をしておりますので、ただ今お尋ねの件でございますが、マイナンバーカードの取得状況につきましては、本年11月24日現在、本市での申請件数は4,903件、人口に対する申請割合は18.55%。同様に、交付件数は現在3,826件ございまして、人口に対する交付割合は14.47%でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ちょっと熊本県の統計を見てみますと、大体9月16日現在で熊本県は約178万人、交付枚数は24万6,026件ということで、熊本県は13.8%が交付されているということではございます。阿蘇市はどちらをとっても熊本県よりも多く交付をしているという形ではございます。私も先日コンビニの交付をやる機会がありましてやってみました。店員の方ともしっかり話したんですけども、やはり市民カードを持ってきた反応しないじゃないかと言われる方と、この4桁の暗証番号がどうしても必要なんですけども、これがもう自分がわからんごとなったというところが、非常にそういうあれが多いと聞いております。コンビニ交付については、課長、どんな情報が入っていますか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） コンビニ交付につきましては、本年2月から既に開始をしておりますが、マイナンバーカードを活用してコンビニ交付の10月末現在の利用実績でございますが、住民票、戸籍、それから印鑑証明書、これらが329件でございます。それから、税証明等が36件、合計365件となっております。これが現状でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 市役所のほうも受け付けを土日も開けていただいて、前もって連絡

していただければちゃんと対応してくれるということで、大変市民の方も対応がいいというお褒めの言葉もいただいております。とにかく、国のほうも来年度の9月からマイナンバーを使った新たなポイントの付与策の関連費用としまして2,500億円を計上しているようでございます。いずれは健康保険証の代わりにもなるのではないかとといった動きがあつていきますので、一人でも多くの方がこのマイナンバーカードをつくっていただきたいと思っております。

年代別に取得数がばらつきがあると思いますけれども、いかがですかね。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 本市の年代別のマイナンバーカードの取得状況につきましては、同じく12月4日現在でございますが、本市に住民登録のある方から抽出をした結果、カード取得者3,680人の内、30歳までの方は17.8%、655名でございます。それから、40歳から60歳代までが52.88%で1,946人。70歳代以上は29.32%で1,079人となっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） やはり一番働き盛りというか、時間がない方々が一番交付をされているのかなと感じております。これはもちろん、課長、0歳児からつくらんといかんような制度ですよ。確認ですけど。そういうことですね。はい、わかりました。

それでは、最後にマイナンバーカードの取得率を上げるために、何か課長、秘策がありますか。もちろん、広報あそあたりだとか、お知らせ端末、こういうところでどんどん言うのはもちろんいいことなんですけれども、何か他にありますか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 先ほど園田議員から柔軟な対応をしているということでお誉めをいただいたんですが、実は土曜日はやっておりませんで、日曜日はやっております。さらなる取得向上のためには、本年8月の21日から時間外での対応をずっと取り組んでまいりました。現在は毎週日曜日行っておりますが、1月以降につきましても、月に1回に減りますけれども、毎月日曜日、午前9時から正午まで、それから水曜日の午後7時まで、それぞれ1日ずつ設けまして、本庁それからそれぞれの支所、柔軟な対応をしていくところにしております。

それから、もう一つ、秘策とまで言えるかわかりませんが、今回の補助金を活用したタブレット、3台分の購入の予算を計上しておりますが、これによりまして、市民課、それから各支所において、マイナンバーカードのウェブ申請ですね、その場で写真を撮って、その場でインターネットを使って申請を終了する。そのサポートを強化して取得促進に努めたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 高齢者になってくると、なかなかスマートフォンだとか、タブレットとかというのをを使うのが苦手なんですけれども、市役所のほうに通知カードを持ってきていただければ、写真のほうからきちんと対応してくれるというところも少し啓発していただ

ければ、もう少しハードルが下がるのかなと思っております。次の議会までには、こっこの議員のほうも100%を目指してちゃんと登録しますので、ありがとうございました。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 9番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時16分 散会